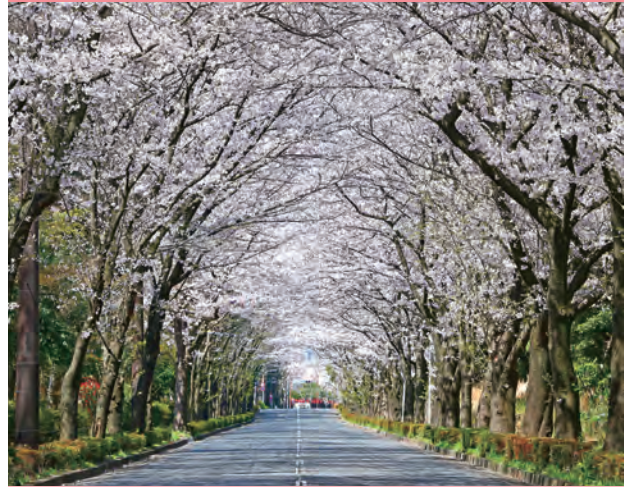


区税つうしん



©2011練馬区ねり丸



桜トンネル
(大泉学園町9丁目付近)



新緑
(向山庭園)



イチョウ
(高稲荷公園)

令和4年度(2022年度)版
～ 区税のしくみを説明します ～



練馬区
Nerima city office



はじめに



特別区や市などの地方公共団体は、住民が安心して快適に暮らせるよう、福祉や教育などの公共サービスを提供し、道路などの社会資本を整備しています。そのために必要な経費は、住民の皆さまに税金として負担していただいています。

ところが、税金は複雑で、課税や徴収の仕組みが「よく分からない」、給料や年金から所得税や住民税をいつの間にか引かれていて「知らなかった」という声をよく聞きます。

この「区税つうしん」は、区で課税し徴収している「特別区民税・都民税（住民税）」「軽自動車税種別割」「特別区たばこ税」「入湯税」について説明しています。

本書により、税金の課税や徴収の仕組みについて知っていただき、一人ひとりの税金が、日常生活にどのように生かされているのか関心を持っていただくきっかけとなれば幸いです。

～ 2021「税の標語」 練馬区長賞 ～

練馬東間税会

一人一人の小さな税
それが大きな日本の支え

開進第三中学校 佐々井 勇宇

練馬西間税会

日常のこんな所にもみんなの税

上石神井中学校 松田 つぐみ

※間税会は税務署の管轄ごとに、消費税を中心とした間接税の納税者で組織された団体です。間接税の知識の普及などを通して、円滑な税務運営に協力しています。

1 税制改正について	4
1 住宅ローン控除の特例の延長	4
2 子育てに係る助成等の非課税措置	4
2 区民生活と税金	4
1 税金の分け方	4
2 税の種類	5
3 練馬区の財政	6
3 主な税の申告と納期	7
4 特別区民税・都民税（住民税）の課税	8
1 特別区民税・都民税（住民税）とは	8
2 特別区民税・都民税（住民税）と所得税の違い	8
3 特別区民税・都民税（住民税）の申告	9
4 特別区民税・都民税（住民税）額の計算	12
5 特別区民税・都民税（住民税）が課税されない場合	14
6 特別区民税・都民税（住民税）の納め方	16
7 所得の種類	20
8 所得控除の種類	24
9 税額控除の種類	32

5 特別区民税・都民税（住民税）の納付	36
1 納期	36
2 納付方法	37
3 納付が遅れたときは	40
4 納付の相談	42
5 減免制度	43
6 特別区民税・都民税（住民税）の証明書	44
1 証明書の交付手続き	44
2 交付を受けることができる方	47
3 令和4年度の証明書の交付開始予定時期	47
4 「郵送」で申請できます	48
7 軽自動車税種別割	49
1 対象車両および納税義務者	49
2 車両の登録・廃車手続き	49
3 軽自動車税種別割の納税証明書	50
4 税額	52
8 特別区たばこ税	54
9 入湯税	54
10 審査請求	55
1 主な処分に対する審査請求の期間（期限）	55
2 取消訴訟	55
11 テレホン・ホームページガイド	56

1 税制改正について

令和4年度に適用になる主な税制改正

1 住宅ローン控除の特例の延長

住宅ローン控除の控除期間13年の特例について延長し、一定の期間（※）に契約した場合、令和4年12月末までの入居者が対象となりました。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の方について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となりました。

※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

2 子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等については、非課税となりました。

※非課税の対象となる助成：ベビーシッターの利用料、認可外保育施設等の利用料、一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料など

2 区民生活と税金

みなさんが快適で、安心して暮らせる社会を維持していくために必要な経費を、「税金」という形で負担していただいています。

どのような税が、こういった仕組みで課税されているのでしょうか。

1 税金の分け方

税は主に、つぎのように分けることができます。

国 税	国に納める税金	
地方税	地方自治体に納める税金	
直接税	税金を負担する人が納税義務者である税金	所得税、住民税等
間接税	税金を負担する人と納税義務者が別である税金	消費税、たばこ税等
普通税	一般的な財源にあてられる税金	住民税、 軽自動車税種別割等
目的税	特定の目的にあてられる税金	入湯税、 都市計画税等

2

税の種類

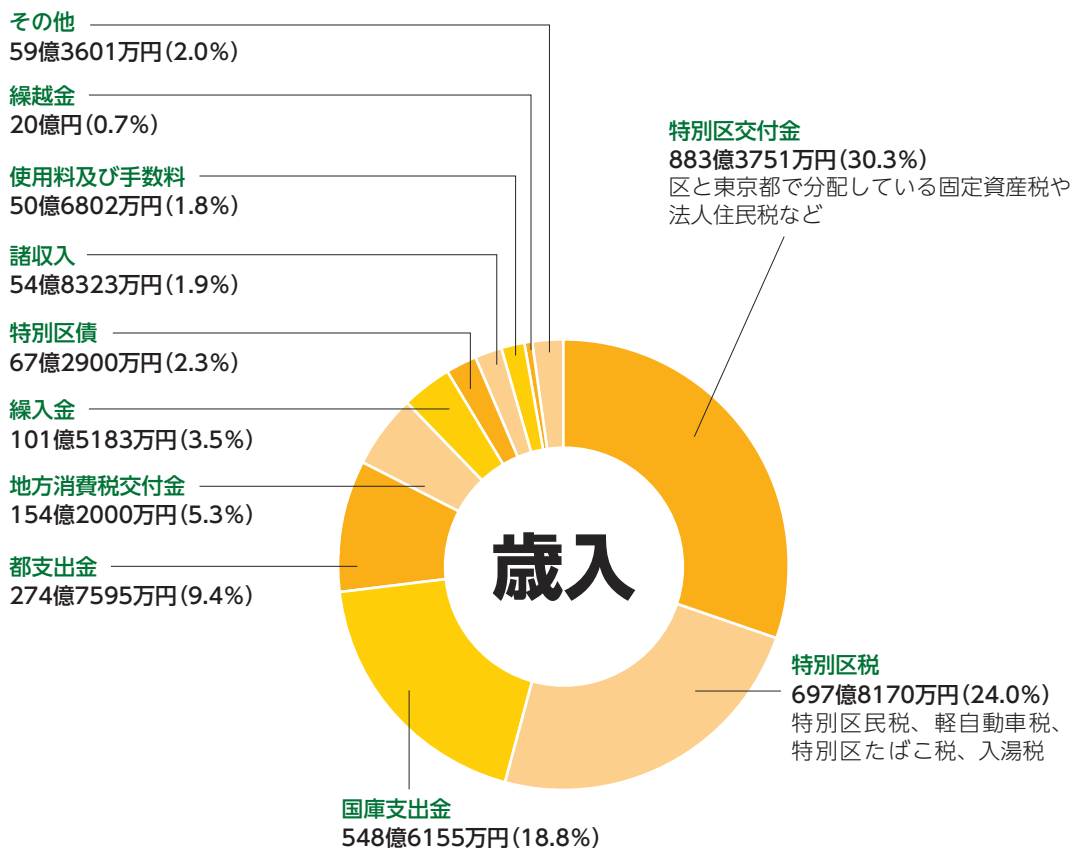
税金には、所得税、住民税、消費税、固定資産税、自動車税種別割、たばこ税等たくさんの種類があります。地方税と国税は、下表のとおり分類されます。

税目	地方税		国税
	特別区税	都税	
税目	特別区民税 (個人分) ※都民税(個人分)をあわせて課税・徴収します。	特別区(東京23区)の住民が納める税金 ※「住民税」「個人住民税」とよばれます。	所得税 法人税 地方法人税
	特別区民税 (法人分)		特別法人事業税 復興特別所得税
	軽自動車税 環境性能割	軽自動車を取得したときに納める税金	相続税
	軽自動車税 種別割	バイク・軽自動車等の所有者が納める税金	贈与税
	特別区たばこ税	たばこの消費者が負担する税金	消費税 酒税
	入湯税	鉱泉浴場の入湯客が納める税金	国たばこ税 たばこ特別税
	鉱産税	石炭などの鉱物の採掘業者が納める税金 ※練馬区では課税実績がありません。	揮発油税 地方揮発油税 航空機燃料税
	法定外普通税 法定外目的税	練馬区では課税していません	石油ガス税 石油石炭税 自動車重量税 印紙税
			登録免許税 電源開発促進税 とん税 特別とん税 関税 国際観光旅客税
			都民税(個人分) 都民税(法人分) ※特別区民税(法人分)相当分を含みます。 都民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割) 事業税(個人分) 事業税(法人分) 地方消費税 不動産取得税 都たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車税環境性能割 自動車税種別割 軽油引取税 鉱区税 狩猟税 法定外目的税(宿泊税) 法定外普通税 ※都内では課税していません。 以下は市町村税ですが、東京23区では都税として課税しています。 固定資産税 事業所税 都市計画税 特別土地保有税 ※平成15年度以降、新たな課税を停止しています。

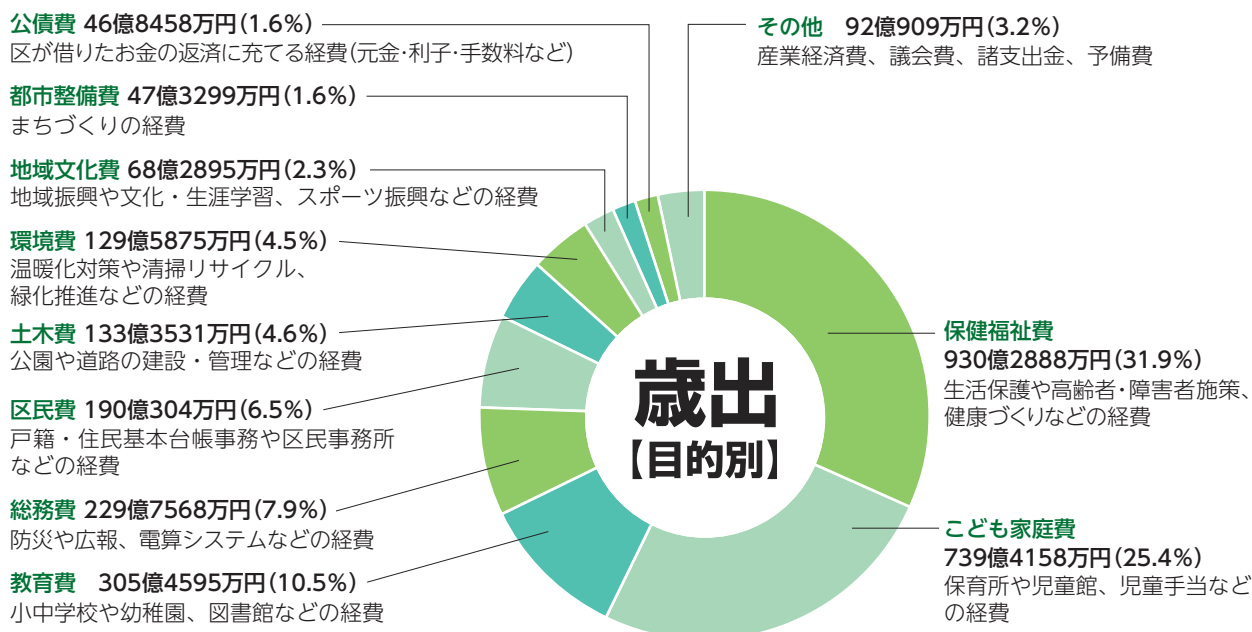
3 練馬区の財政

令和4年度一般会計予算

歳入 2912億4480万円



歳出 2912億4480万円



3

主な税の申告と納期

月別	特別区税	都税	国税
4月			
5月	軽自動車税種別割	自動車税種別割	
6月	特別区民税・都民税 (個人分)【普通徴収第1期】	固定資産税・都市計画税 【第1期】	
7月			所得税【予定納税第1期】
8月	特別区民税・都民税 (個人分)【普通徴収第2期】	個人事業税【第1期】	
9月		固定資産税・都市計画税 【第2期】	
10月	特別区民税・都民税 (個人分)【普通徴収第3期】		
11月		個人事業税【第2期】	所得税【予定納税第2期】
12月		固定資産税・都市計画税 【第3期】	
1月	特別区民税・都民税 (個人分)【普通徴収第4期】	償却資産の申告 住宅用地の申告【～31日】	
2月		固定資産税・都市計画税 【第4期】	贈与税の申告 【2月1日～3月15日】
3月	特別区民税・都民税 (個人分)の申告 【2月16日～3月15日】	個人事業税の申告【～15日】 事業所税(個人)【～15日】 地方消費税(個人事業者) 【～31日】	所得税の確定申告 【2月16日～3月15日】 消費税(個人事業者)の 確定申告【～3月31日】
毎月	特別区民税・都民税(個人分) 給与特別徴収 【6月～翌年5月】		所得税(源泉徴収分) 【1月～12月】
隔月	特別区民税・都民税(個人分) 年金特別徴収 【4・6・8・10・12・2月】		

申告
納税
の
期

住民税の納税通知書などの発送時期

- 給与から差し引かれる方…5月中旬に税額通知書を勤務先に発送
- 個人で納める・公的年金から差し引かれる方…6月中旬に納税通知書を発送

4

特別区民税・都民税（住民税）の課税

1 特別区民税・都民税（住民税）とは

住民税は、特別区民税*（市町村民税）と都民税（道府県民税）のことをいいます。これらを合わせて区（市町村）で賦課・徴収しています。

なお、住民税には個人にかかるもの（個人住民税）と法人にかかるもの（法人住民税）とがありますが、この冊子では個人住民税について説明します。

法人住民税は、東京23区では都税事務所で扱っています。

*東京23区においては、市町村民税のことを「特別区民税」といいます。

2 特別区民税・都民税（住民税）と所得税の違い

	住民税	所得税						
対象所得	<p><前年所得の課税> 前年の所得に対して課税されます。 〔令和4年度住民税は令和3年1月～12月の所得に課税〕</p>	<p><現年所得の課税> その年の所得に対して課税されます。 〔令和3年分所得税は令和3年1月～12月の所得に課税〕</p>						
課税方法	<p><賦課課税> 住民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの各種資料に基づいて区が税額を計算し、通知します。</p>	<p><申告納税> 納税者が、1年間の所得とその所得に対する税額をご自身で計算し、申告します（確定申告）。 また、給与等の場合には、給与等の支払者が支払時に税額を計算し、年末に精算します（源泉徴収と年末調整）。</p>						
納付方法	<p><普通徴収> 6月、8月、10月、翌年1月の4回で納付します。 <給与特別徴収> 6月から翌年5月までの給与から毎月差し引かれます。 <年金特別徴収> 4月から翌年2月までの年金から支払時に差し引かれます。</p>	<p>確定申告により年税額を確定し、納付します。 給与所得者と年金所得者などの場合は、所得のあったときに源泉徴収され、その後、年末調整や確定申告をして精算します。</p>						
均等割	<p>有り</p> <table border="0"> <tr> <td>特別区民税</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>都民税</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>・均等割の特例期間における税率（14頁参照）</p>	特別区民税	3,500円	都民税	1,500円	合計	5,000円	無し
特別区民税	3,500円							
都民税	1,500円							
合計	5,000円							
所得割の税率	10%（特別区民税6%・都民税4%）	5%から45%の7段階に区分（累進課税）						

3 特別区民税・都民税（住民税）の申告

毎年3月15日までに、住民税の申告を区役所で行ってください。

(1) 所得があった場合の申告

1月1日現在に練馬区に居住し、前年中につきのような所得があった場合※

- ・ 給与所得のある方で勤務先から区へ「給与支払報告書」の提出がない場合
- ・ 給与所得のある方で給与所得以外に所得があった場合
- ・ 営業等、地代、家賃、配当、農業、年金の所得があった場合

※上記に該当する場合でも税務署への確定申告が必要な場合があります。(10頁参照)

●住民税のかからない所得には、主につきのようなものがあります。

住民税のかからない所得

障害年金、遺族が受ける恩給や年金、雇用保険の失業給付、傷病手当金、労災保険給付、出産手当金、育児休業給付金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、職業訓練受講給付金、生活保護の給付、介護保険の事業支給費、高等学校等就学支援金、特別定額給付金、月額15万円までの通勤手当、相続や贈与などによって取得した資産、休業補償給付・損害賠償金（給与と重複しない、給与支払報告書に含まれないもの）、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する国や自治体からの助成金

※児童育成手当、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、休業手当（労働基準法第26条）、持続化給付金は課税対象のため、申告が必要な場合があります。

●前年中に所得があっても、住民税の申告をしなくてもよい場合

- ・ 所得税の確定申告書を税務署に提出する場合
- ・ 前年中の収入が給与のみで勤務先から練馬区へ給与支払報告書が提出されている方のうち、医療費控除など控除内容に変更・追加がない場合
- ・ 前年中の収入が公的年金のみで支払先から練馬区へ公的年金等支払報告書が提出されている方のうち、医療費控除など控除内容に変更・追加がない場合

(2) 所得がなかった場合の申告

前年中に所得がなかった場合や、所得が一定以下のため住民税が課税されない場合(14～15頁参照)は、住民税の申告義務はありません。

ただし、所得がなかった場合においても申告することにより、国民健康保険・後期高齢者医療制度、介護保険の保険料などの算定資料となります。また、就学援助費、児童手当、障害年金を受給されている方（予定含む）も、申告が必要となる場合があるため、申告をお勧めしています。

なお、申告することにより非課税証明書の交付が可能になります。

●税法上扶養されている方は、申告がなくても非課税証明書を交付できますが、その場合は所得金額が記載されません。所得金額の記載が必要な方は、所得がなかった旨の申告が必要です。

(3) 住民税の申告をするには？

①提出先

練馬区役所本庁舎 4階・税務課（郵送による申告も受け付けます）

②必要なもの

ア 特別区民税・都民税申告書

イ マイナンバーが確認できるもの*…マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等

ウ 本人確認書類*…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等

エ 収入および経費がわかるもの…源泉徴収票、給与明細書、収入・必要経費の明細書等

オ 所得控除の明細書・証明書…医療費控除の明細書、国民年金・生命保険料等の証明書（源泉徴収票に控除額が記入されている場合は不要）

*郵送の場合は、本人およびマイナンバーが確認できるものの写しを同封してください。

●特別区民税・都民税申告書は練馬区ホームページからダウンロードできます。

(4) 税務署への確定申告が必要な場合（確定申告をすれば所得税が還付される方を除く）

自営業など	事業所得、不動産所得、雑所得などがあり、所得控除を差し引くと残額がある
給与所得者	● 1か所からの給与収入が2,000万円を超える ● 2か所以上から給与収入がある ● 給与所得・退職所得以外に20万円を超える所得がある
年金受給者	● 公的年金等の収入金額が400万円を超える ● 公的年金等の収入金額が400万円以下でそれ以外の所得金額が20万円を超える ● 外国の法令に基づく公的年金等を受給している

*源泉徴収や予定納税で所得税が納め過ぎとなっている場合には、確定申告により所得税が還付されます。

詳細については、税務署へお問い合わせください。（56頁参照）

▶ 公的年金等に係る確定申告不要制度

●所得税

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です。

ただし、医療費控除など所得税の還付を受ける場合や、株式等の損失を翌年以降へ繰り越す場合などは、確定申告が必要です。

また、外国の法令に基づく公的年金等を受給している方も、確定申告が必要です。

●住民税

確定申告が不要であっても、公的年金等以外の所得がある場合や控除を追加する場合などは、住民税の申告が必要です。

▶ 申告不要の株式等譲渡所得等・配当所得等で所得税の還付を受けるために確定申告をする場合について

税の申告・納税を代行する証券会社等が開く特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等の譲渡益や配当所得に対する所得税・住民税は、証券会社や配当支払者等が源泉徴収することで納税関係が終了します。したがって、原則として申告は不要です。

しかし、所得税の還付を受けるために確定申告をした場合は、住民税の所得にも算入されます。その結果、扶養控除や配偶者控除の対象から外れたり、非課税の判定から外れるなどして、扶養主やご自身の住民税額が上がる場合があります。また、国民健康保険・後期高齢者医療制度、介護保険の保険料が上がる、あるいは高齢者の医療機関窓口での自己負担割合が引き上げになる場合もあります。

住民税について所得税と異なる方式で課税することを希望される場合は、当該年度の住民税の税額通知書または納税通知書が届く前までに、「特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書」を区に提出する必要があります（申告書の様式は、練馬区ホームページからダウンロードできます）。申告書のご提出にあたっては、特定口座年間取引報告書等の内容が確認できる書類（コピー可）を添付してください。

なお、令和3年分の確定申告から、住民税において特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部を申告不要とするときは、確定申告書でその旨を選択できるようになりました。確定申告書に記載した場合は、区への申告書の提出は不要です。

一方、上場株式等の譲渡所得および配当所得等を申告し、株式等譲渡所得割額控除・配当割額控除の適用を希望される場合は、当該年度の住民税の税額通知書または納税通知書が届く前に確定申告を行う必要があります。通知が届いた後に確定申告をしても、住民税では所得に算入されず、株式等譲渡所得割額控除や配当割額控除の適用も受けられませんのでご注意ください。

▶ 死亡した方の住民税について

その年の1月1日現在練馬区に居住し、前年中に所得があった方には、住民税の申告・納税義務があります。1月2日以降に死亡された場合、相続人の方は申告・納税義務を負うこととなります。また、複数の相続人がいる場合は、届出により代表者を指定していただきます。

ただし、相続の権利をすべて放棄した場合は納税の義務はありません。相続の権利をすべて放棄した後の手続きについては、収納課へお問い合わせください。（56頁参照）

▶ 練馬区から転出した方について

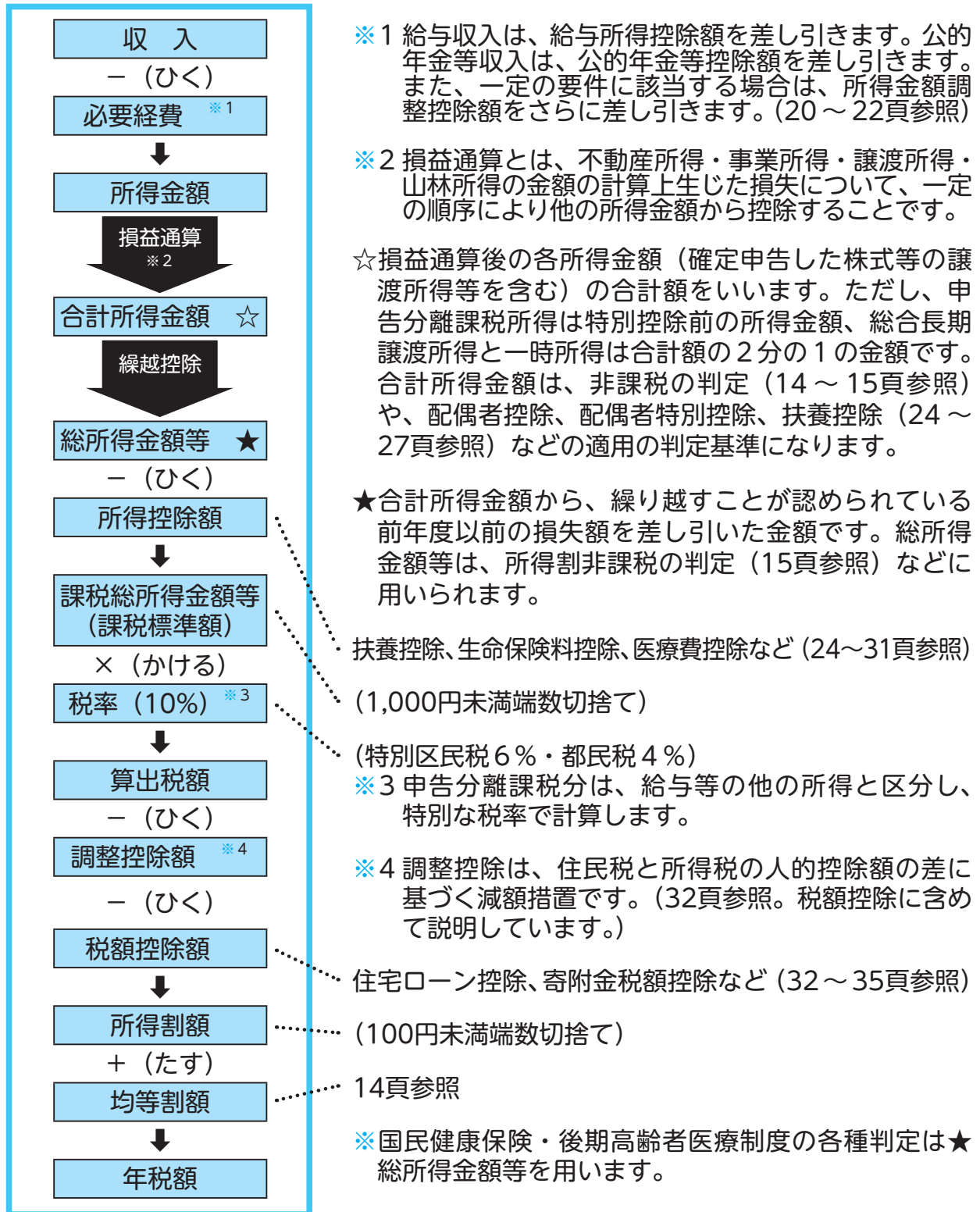
住民税は1月1日現在の住所地で課税されます。例えば、令和4年1月1日の住所が練馬区であれば、その年中に練馬区外へ引っ越しをされても、令和4年度の住民税は練馬区に納めることとなります。令和4年度について、転出先の区市町村から二重に課税されることはありません。

4

特別区民税・都民税（住民税）額の計算

住民税は、その年の1月1日現在の住所地で、前年の1月から12月までの1年間の所得に対して課税されます。

(1) 計算のながれ



練馬区ホームページ上の税額シミュレーションで、住民税額を試算できます。

(2) 住民税の計算方法

練馬太郎さんの計算例

練馬家の前年の収入状況（年齢は令和4年の1月1日現在）

練馬 太郎さん（会社員 56歳）	
給与収入	7,000,000円
社会保険料支払額	664,000円
新制度の一般生命保険料支払額【契約締結日：平成24年2月1日】	85,000円
地震保険料支払額	60,000円
練馬 花子さん（妻 50歳）	
給与収入（パート収入）	998,000円
練馬 一郎さん（長男 大学生 22歳）	収入等なし
練馬 ユリさん（長女 中学生 15歳）	収入等なし
練馬 仙蔵さん（実父 83歳）	
公的年金収入	1,550,000円

▶ 太郎さんの住民税はつぎのようになります。

①	合計所得金額	給与所得	5,200,000円	7,000,000円（給与収入）×0.9－1,100,000円 ●給与収入の金額により算出方法が異なります。（20頁参照）
②	総所得金額等		5,200,000円	繰り越すことが認められている損失が無いため、合計所得金額と同じ金額になります。
③	所得控除	社会保険料控除	664,000円	前年中に支払った社会保険料の額
		生命保険料控除	28,000円	新一般生命保険料の支払額が56,001円以上の場合の控除額（28頁参照）
		地震保険料控除	25,000円	地震保険料の支払額が50,001円以上の場合の控除額（29頁参照）
		配偶者控除	330,000円	（26頁参照）
		扶養控除	900,000円	一郎さん：特定扶養控除・・・450,000円 ユリさん：年少扶養控除・・・0円 仙蔵さん：同居老親等扶養控除・・・450,000円 （24頁参照）
		基礎控除	430,000円	合計所得金額2,500万円以下の納税者に認められている控除。
	控除額計		2,377,000円	
④	課税総所得金額等		2,823,000円	（②総所得金額等）－（③所得控除額計） ●1,000円未満切捨て
⑤	算出所得割額	特別区民税	169,380円	（④課税総所得金額等）×（税率6%）
		都民税	112,920円	（④課税総所得金額等）×（税率4%）
⑥	調整控除額	特別区民税	1,500円	（32頁参照）
		都民税	1,000円	
⑦	差引所得割額	特別区民税	167,800円	（⑤算出所得割額）－（⑥調整控除額） ●100円未満切捨て
		都民税	111,900円	
⑧	均等割額	特別区民税	3,500円	（14頁参照）
		都民税	1,500円	
⑨	住民税（特別区民税・都民税） 年税額		284,700円	（⑦差引所得割額）＋（⑧均等割額）

特別区民税・都民税
（住民税）の課税

(3) 「均等割」と「所得割」(地方税法第35条、第38条、第310条、第313条、第314条の3等)

特別区民税、都民税はそれぞれ「均等割」と「所得割」の税額の合計が、住民税として課税されます。

均等割

区内に住所のある方や、区内に住所がなくても事務所・事業所などのある方が、一律に負担する税金です。

特別区民税	3,500円
都民税	1,500円
合計	5,000円

均等割額の軽減(特別区民税のみ)

納税義務者がつぎの①・②に該当する場合には均等割が軽減されます。

- ① 同一生計配偶者または扶養親族で均等割の納税義務を負う者
軽減後の特別区民税額 ⇒ 2,000円
- ② 上記①の者を2人以上有する納税義務者
軽減後の特別区民税額 ⇒ 2,500円

●住民税の均等割に関する特例期間の税率について

防災・減災事業の財源を確保するために、平成26年度から令和5年度までの間に限り、特別区民税の均等割に500円、都民税の均等割に500円を加算します。

(根拠法令：東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律)

所得割

個人が課税総所得金額等に応じて負担する税金です。
税率は原則、右図のとおりですが、所得の種類によっては税率が異なります。

	税率
特別区民税	6%
都民税	4%

5 特別区民税・都民税(住民税)が課税されない場合(地方税法第24条の5、第295条等)

所得や家族の状況によって、住民税が課税されない場合があります。

(1) 均等割と所得割のどちらも課税されない場合(非課税)

- ① 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている場合
- ② 1月1日現在、障害者、未成年者^{*}、寡婦、ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合

^{*}令和4年度までは、20歳未満の方が対象です。令和5年度以降は、18歳未満の方が対象となります。

- ③ 前年中の合計所得金額が、つぎの金額以下の場合

ア 同一生計配偶者・扶養親族がいない場合 45万円

イ 同一生計配偶者・扶養親族がいる場合

35万円 × (同一生計配偶者^{*1} + 扶養親族数^{*2} + 1) + 10万円 + 21万円

^{*}1 同一生計配偶者には、控除対象配偶者も含まれます。(26頁参照)

^{*}2 扶養親族数には、16歳未満の扶養親族も含まれます。(25頁参照)

扶養人数別の「均等割と所得割のどちらも課税されない場合」の範囲 早見表

均等割の非課税	算式	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+21万円 [※]		
	人数別 早見表	扶養人数	給与収入額	合計所得金額
		0人	1,000,000円以下	450,000円以下
		1人	1,560,000円以下	1,010,000円以下
		2人	2,059,999円以下	1,360,000円以下
		3人	2,559,999円以下	1,710,000円以下
4人	3,059,999円以下	2,060,000円以下		

※同一生計配偶者または扶養親族がいる場合のみ、21万円を加算します。

(2) 均等割のみ課税 (所得割が課税されない場合)

前記(1)に該当しない場合で前年中の総所得金額等が、つぎの金額以下の場合

ア 同一生計配偶者・扶養親族がない場合 45万円

イ 同一生計配偶者・扶養親族がいる場合

35万円×(同一生計配偶者^{※1}+扶養親族数^{※2}+1)+10万円+32万円

※1 同一生計配偶者には、控除対象配偶者も含まれます。(26頁参照)

※2 扶養親族数には、16歳未満の扶養親族も含まれます。(25頁参照)

扶養人数別の「均等割のみ課税」となる範囲 早見表

所得割の非課税	算式	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+32万円 [※]		
	人数別 早見表	扶養人数	給与収入額	総所得金額等
		0人	1,000,000円以下	450,000円以下
		1人	1,703,999円以下	1,120,000円以下
		2人	2,215,999円以下	1,470,000円以下
		3人	2,715,999円以下	1,820,000円以下
4人	3,215,999円以下	2,170,000円以下		

※同一生計配偶者または扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。

(参考) 給与収入のみでの税金がかかる範囲

アルバイト・パートなど		本人に税金がかかるどうか		扶養控除の対象となるか	
給与収入	給与所得	住民税	所得税	配偶者	その他親族
100万円以下	45万円以下	非課税	非課税	○ ^{※1}	○
100万円超～103万円以下	45万円超～48万円以下	課税	非課税	○ ^{※1}	○
103万円超	48万円超	課税	課税	× ^{※2}	×

※1 納税者(扶養主)の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の対象にはなりません。(26頁参照)

※2 配偶者控除の対象にはなりませんが、配偶者特別控除の対象となる場合があります。(27頁参照)

6

特別区民税・都民税（住民税）の納め方

(1) 個人で納める方法（普通徴収）（地方税法 第319条、第320条等）

自営業の方や、住民税が給与や年金から差し引かれていない方には、住民税の「納税通知書」と「納付書」を6月中旬に区役所からご自宅へ郵送します。

なお、住民税が課税されない方には、納税通知書や納付書は送付していません。

通知された税額を、6月・8月・10月・翌年1月の年4回に分けて、納付書または口座振替などにより納めていただきます。

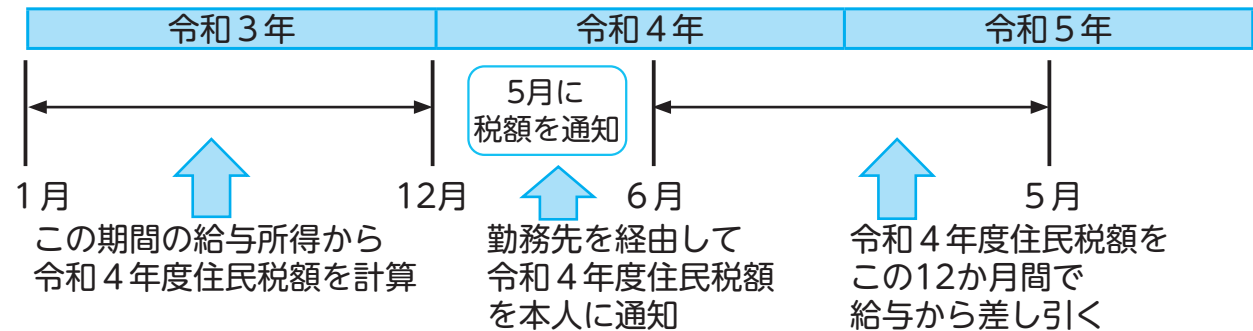
このように、個人で直接納めていただくことを「普通徴収」といいます。

(2) 給与差引きで納める方法（給与特別徴収）（地方税法第321条の3、第321条の5等）

給与所得者には、住民税の「税額通知書」を5月中旬に区役所から勤務先あてに郵送します。勤務先では、通知された税額を6月から翌年5月までの12回で、毎月の給与から差し引いて区役所へ納入します。

このように、給与から住民税を差し引いて勤務先が区役所に納めることを「給与特別徴収」といいます。

令和4年度住民税の給与特別徴収



複数の勤務先から給与の支払いを受けている場合は、主たる勤務先でまとめて特別徴収を行います。なお、給与以外の所得に対する住民税の納付は、給与から差し引く方法と、個人で納める方法（給与特別徴収と普通徴収の併用）があります。

●年度の途中で退職した場合

つぎのAまたはイの方法により、その年度の残額を納めていただきます。

A 退職時に給与または退職金から一括して差し引く方法（一括徴収）

※1月1日から4月30日の間に退職された場合、一括徴収が義務付けられています。

〔例〕年税額24万円の方が、令和4年12月31日付けで退職し、残りを一括徴収で納める場合

年	令和4年							令和5年				
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
税額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	12万円	0円				
備考	給与から差し引かれた分							残り10万円は12月に徴収済				

イ 個人で直接納めていただく方法（普通徴収）

〔例〕 年税額24万円の方が、令和4年12月31日付けで退職し、残りを個人で納める場合

年	令和4年							令和5年				
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
税額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	10万円				
備考	給与から差し引かれた分							個人納付に切り替えられた分				

(3) 年金差引きで納める方法(年金特別徴収) (地方税法 第321条の7の2、第321条の7の8等)

年金所得者には、住民税の「納税通知書」を6月中旬に区役所からご自宅へ郵送します。公的年金の支払者は公的年金から住民税を差し引いて、区役所へ納入します。

このように公的年金から住民税を差し引いて、公的年金の支払者が区役所に納めることを「年金特別徴収」といいます。

①対象の方

4月1日現在、公的年金を受給している65歳以上の方のうち、前年中の「公的年金等に係る雑所得」（以下、この項では「年金所得」といいます）に住民税が課税される方。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、年金特別徴収の対象になりません。

- ア 今年度の公的年金の年間給付額が18万円未満の場合
- イ 介護保険料が公的年金から差し引かれていない場合
- ウ 公的年金の年間給付額が差し引かれる税額より少ない場合

②公的年金から差し引かれる税額

公的年金から差し引かれる税額は、原則として年金所得に対する分のみです。事業所得や不動産所得など、年金所得以外の所得に対する税額が発生する場合は、納付書または口座振替などで納めていただきます（普通徴収）。なお、給与所得に対する税額は原則として給与からの差し引きになります（給与特別徴収）。

そのため、年金特別徴収と普通徴収・給与特別徴収など、住民税の納め方が複数の方法となる場合があります。また、年金特別徴収の初年度は、年金所得に対する税額であっても、普通徴収と年金特別徴収の方法で納めていただく必要があります。（19頁参照）

③差し引かれる公的年金の種類

老齢または退職を支給事由とする公的年金から差し引かれます。遺族年金・障害年金等からは差し引かれません。

④ 公的年金支払月ごとの住民税納入額（差し引かれる金額）の決定方法等

前年に引き続き住民税が公的年金から差し引かれている方と、公的年金からの差し引きが初年度の方では、年金特別徴収の時期や納入額の決定方法が異なります。

● 前年に引き続き、住民税が公的年金から差し引かれている方（収入が年金のみ）

【令和4年度】※税額は「令和3年度年税額が6万円、令和4年度年税額が9万円の場合」

徴収方法	年金特別徴収					
	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	2万円	2万円	2万円
	令和3年度年税額の2分の1を3回に分けて差し引き			令和4年度年税額から仮徴収税額を引いた残りを3回に分けて差し引き		

〈4～8月の公的年金支給月〉年金特別徴収「仮徴収」

4・6・8月に、令和3年度年税額の2分の1が3回に分けて差し引き（年金特別徴収）されます。

〈10～2月の公的年金支給月〉年金特別徴収「本徴収」

令和4年度年税額から4・6・8月に徴収した金額を除いた残りの税額が3回に分けて差し引き（年金特別徴収）されます。

【令和5年度】※税額は「令和4年度年税額が9万円、令和5年度年税額が12万円の場合」

徴収方法	年金特別徴収					
	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	2万5千円	2万5千円	2万5千円
	令和4年度年税額の2分の1を3回に分けて差し引き			令和5年度年税額から仮徴収税額を引いた残りを3回に分けて差し引き		

「仮徴収」と「本徴収」とは

仮徴収とは、前年度の年税額の2分の1を4・6・8月の3回に分けて公的年金支給時に差し引くことをいいます。新年度の税額が決定する6月より前の4月に、新年度分の年金差し引きが始まってしまうため、暫定的な金額で差し引きを行います。

本徴収とは、確定した新年度の税額から仮徴収税額を引いた残額を、10・12・2月の3回に分けて、公的年金支給時に差し引くことをいいます。

そのため、前年度と比べ新年度の税額が大きいと、10月以降の本徴収で差し引き額が大きくなる場合があります。

●公的年金からの差し引きが初年度の方（収入が年金のみ）

【令和4年度】※税額は「令和4年度年税額が6万円の場合」

徴収方法	普通徴収（納付書等で納付）		年金特別徴収		
	6月（第1期）	8月（第2期）	本徴収（後半分）		
納付時期			10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
	令和4年度年税額の2分の1を2回に分けて個人で納付		令和4年度年税額の2分の1を3回に分けて差し引き		

〈4～8月の公的年金支給月〉普通徴収（納付書等で納付）

6・8月に、令和4年度年税額の2分の1を2回に分けて納付書等で納めていただきます。

〈10～2月の公的年金支給月〉年金特別徴収「本徴収」

10・12・2月に支給の公的年金から、令和4年度年税額の2分の1が3回に分けて差し引き（年金特別徴収）されます。

【令和5年度】※税額は「令和4年度年税額が6万円、令和5年度年税額が9万円の場合」

徴収方法	年金特別徴収					
	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	2万円	2万円	2万円
	令和4年度年税額の2分の1を3回に分けて差し引き			令和5年度年税額から仮徴収税額を引いた残りを3回に分けて差し引き		

⑤公的年金からの差し引きが中止される場合

以下の場合には、公的年金からの差し引きを中止します。年金特別徴収が中止になった時点で未納の住民税がある場合は、納付書または口座振替などで納めていただきます。また、還付になる場合は、収納課より還付の通知をお送りします。

なお、年金特別徴収が中止となった場合、その翌年度の年金特別徴収は、公的年金からの差し引きが初年度の方と同じ取扱いとなります（6月〔第1期〕・8月〔第2期〕は個人で納付して、10・12・2月は年金からの差し引きとなります）。

【年金特別徴収が中止となる例】

- ア 今年度の公的年金の年間支給額が18万円未満となった場合
- イ 介護保険料が公的年金から差し引かれなくなった場合
- ウ 差し引かれる住民税額が公的年金の支給額を超えた場合
- エ 年金が支給停止となったとき（死亡したとき等）
- オ 仮徴収額が新年度の税額を超えるとき
- カ 申告（所得控除の追加等）によって、年金から差し引かれる税額より減額が大きくなった場合
- キ 1月2日以降に転出した方（一定の要件下で年金特別徴収を継続）

(1) 給与所得

勤務先から支払いを受ける給料・賃金・賞与等（アルバイト・パート収入を含む）を給与収入といいます。会社での役員報酬も給与収入に分類されます。

その総額から、給与所得控除額を差し引いたものが、給与所得になります。

$$\text{給与所得} = \text{給与収入} - \text{給与所得控除額}$$

給与収入から給与所得を算出するための表

単位：円

給与収入	給与所得
0 ～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	給与収入 - 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	$A^* \times 2.4 + 100,000$
1,800,000 ～ 3,599,999	$A^* \times 2.8 - 80,000$
3,600,000 ～ 6,599,999	$A^* \times 3.2 - 440,000$
6,600,000 ～ 8,499,999	給与収入 \times 0.9 - 1,100,000
8,500,000以上	給与収入 - 1,950,000

※A = 収入金額 \div 4（割った後、千円未満の端数を切り捨てます）

● 特定支出控除

つぎの1～7の支出の一定のものを特定支出といい、確定申告によりそのうちの基準を超えた金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができます（給与の支払者が証明したものに限られます）。

- 1 通勤費 2 転居費 3 研修費 4 資格取得費
5 帰宅旅費 6 職務上の旅費 7 勤務必要経費（図書費など）

詳細については、税務署へお問い合わせください。（56頁参照）

(2) 雑所得

雑所得とは、給与所得、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、一時所得、退職所得および山林所得のいずれにも該当しない所得をいいます。

日本年金機構等から支給される公的年金等は、雑所得に該当します。

雑所得は、①「公的年金等の雑所得」、②「業務に係る雑所得」、③「その他の雑所得」に分けて計算します。

① 公的年金等の雑所得

国民年金・厚生年金・公務員の共済年金・軍人恩給・各種年金基金等の公的年金等による所得がこれにあたります。

● 遺族年金、障害年金、軍人遺族年金等は、課税の対象となりません。

$$\text{雑所得} = \text{公的年金等収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

公的年金等控除額は、公的年金等収入金額および前年の12月31日現在65歳以上か未満かによって異なります。(下表により、雑所得を算出します。)

公的年金等の収入金額から雑所得を算出するための表

単位：円

年齢	公的年金等の収入金額	雑所得
65歳以上 (昭和32年 1月1日 以前生)	0 ~ 1,100,000	0
	1,100,001 ~ 3,299,999	年金収入 - 1,100,000
	3,300,000 ~ 4,099,999	年金収入 × 0.75 - 275,000
	4,100,000 ~ 7,699,999	年金収入 × 0.85 - 685,000
	7,700,000 ~ 9,999,999	年金収入 × 0.95 - 1,455,000
	10,000,000以上	年金収入 - 1,955,000
65歳未満 (昭和32年 1月2日 以降生)	0 ~ 600,000	0
	600,001 ~ 1,299,999	年金収入 - 600,000
	1,300,000 ~ 4,099,999	年金収入 × 0.75 - 275,000
	4,100,000 ~ 7,699,999	年金収入 × 0.85 - 685,000
	7,700,000 ~ 9,999,999	年金収入 × 0.95 - 1,455,000
	10,000,000以上	年金収入 - 1,955,000

※ 公的年金等の雑所得以外の所得の合計が1,000万円超2,000万円以下の場合、上表で算出した金額に10万円を加算した金額が公的年金等の雑所得となります。公的年金等の雑所得以外の所得の合計が2,000万円超の場合は、上表で算出した金額に20万円を加算した金額が公的年金等の雑所得となります。

② 業務に係る雑所得

副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものがこれにあたります。

$$\text{雑所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

③ その他の雑所得

「公的年金等の雑所得」、「業務に係る雑所得」以外のものがこれにあたります。また、年金という名称がついていても、生命保険契約等に基づく年金、損害保険料契約等に基づく年金などの私的年金は、公的年金ではありませんので、こちらに該当します。

$$\text{雑所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

所得金額調整控除について

税制改正により給与所得控除・公的年金等控除が引き下げられましたが、これに伴う負担増が、子育て世帯や介護世帯に生じないように調整されます。また、給与所得と公的年金等の雑所得の両方がある場合に、重複して10万円の所得増とならないよう調整されます。対象と控除額は以下のとおりです。

1 給与収入金額が850万円を超え、つぎのいずれかに該当する場合には、以下の計算式により算出した控除額が、給与所得から控除されます。

- ① 納税義務者本人が特別障害者
- ② 23歳未満（平成11年1月2日以降生まれ）の扶養親族を有する方
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

※②と③については、扶養控除とは異なり、1人の扶養親族に対し夫婦等で重複適用が可能です。

【計算式】控除額 = {給与収入額(1,000万円超は1,000万円) - 850万円} × 10%

2 給与所得と公的年金等雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合には、以下の計算式により算出した控除額が、給与所得から控除されます。

【計算式】控除額 = {給与所得(10万円超は10万円) + 公的年金等雑所得(10万円超は10万円)} - 10万円

※1と2の要件を両方満たす場合には、それぞれの計算式で算出した控除額の合計額が、給与所得から控除されます。

(3) 事業所得

事業による収入（売上）からその収入を得るために直接かかった費用（必要経費）を差し引いた金額が事業所得になります。事業所得は、つぎの2種類に分かれています。

- ① 営業等所得 … 製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業、その他の事業（医師、作家、保険外交員等）による所得
- ② 農業所得 … 農作物の生産等から生ずる所得

$$\text{事業所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

(4) 一時所得

生命保険の満期返戻金や解約返戻金、競馬や競輪の払戻金、クイズの賞金などの一時的な性質をもっている所得をいいます。

$$\text{一時所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}$$

※特別控除額は、50万円が限度です。また、上記で計算した金額の1/2が課税対象になります。

(5) 配当所得

株式会社等の法人から受ける利益の配当、剰余金の分配等による所得をいいます。株式などを取得するために借り入れた負債の利子があれば、その分が必要経費になります。

$$\text{配当所得} = \text{収入金額} - \text{負債の利子}$$

配当所得には、申告を要するものと、申告不要のものがあります。申告を要する場合には、国内配当所得（法人税との二重課税になるもの）があれば、配当控除が適用されます。（32頁参照）

申告不要のものについては、住民税（都民税配当割）5%、所得税15.315%の割合で差し引き（源泉徴収）されます。

- ※申告不要のものでも、総合課税を選択して申告すれば配当控除が適用されます。
- ※申告不要のものについて、申告分離課税を選択して申告した場合には、配当控除は適用されませんが、上場株式等の譲渡損失との損益通算ができます。
- ※申告不要のもの（(6)②上場株式等の譲渡所得も同様）については、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが可能です。（11頁参照）

(6) 譲渡所得

①総合譲渡所得（土地・建物・株式など以外）

ゴルフ会員権、貴金属、骨董品等の資産を譲渡した場合の所得が対象です。

保有していた期間が5年を超える資産の場合は「長期譲渡所得」、5年以内の資産の場合は「短期譲渡所得」といいます。

$$\text{譲渡所得} = \text{収入金額} - (\text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

- ※長期と短期に分けて計算します。
- ※特別控除額は長短期合わせて50万円が限度です。
- ※長期譲渡所得については、上記で計算した金額の1/2が課税対象になります。
- ※貴金属や骨董品等で、1個または1組の価格が30万円以下の場合は非課税です。
- ※生活用動産（衣服・家具等）の譲渡による所得は非課税です。

②分離譲渡所得（土地・建物・株式など）

他の所得と分離して税額を計算します。（申告分離課税）

なお、上場株式等の譲渡所得のうち、申告不要のものについては、住民税（都民税株式等譲渡所得割）5%、所得税15.315%の割合で差し引き（源泉徴収）されます。

(7) その他の所得

その他にも、利子所得、不動産所得、退職所得、山林所得があります。詳細については、税務署へお問い合わせください。（56頁参照）

8 所得控除の種類

所得控除とは、個人の実情に合わせて税金の負担を軽減するために、定められた金額を所得金額から差し引くものです。

(1) 人的控除（条件にあてはまる方に認められる控除）

人的控除に該当するかどうかは、前年12月31日の現況によって判定されます。また、その判定の対象となる方が前年中に死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定されます。

●生年月日は令和4年度住民税の場合

単位：万円

控除	条件	住民税 控除額	所得税 控除額
基礎控除	合計所得金額2,500万円以下の方に認められる控除	15～43	16～48
	合計所得金額2,400万円以下の場合	43	48
	合計所得金額2,400万円超 2,450万円以下の場合	29	32
	合計所得金額2,450万円超 2,500万円以下の場合	15	16
配偶者控除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者 ^{*1} の、合計所得金額が48万円以下の場合（26頁参照） 配偶者の年齢70歳未満（昭和27年1月2日以降生）	11～33	13～38
老人配偶者控除	配偶者控除に該当する配偶者の年齢が70歳以上の場合（昭和27年1月1日以前生）（26頁参照）	13～38	16～48
配偶者特別控除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者 ^{*1} がいる場合 控除額は、納税者と配偶者の所得に応じて、1万円から最高33万円まで受けられます。（27頁参照）	1～33	1～38
一般の扶養控除（その他扶養）	納税者と生計を一にする配偶者以外の親族 ^{*1} で合計所得金額が48万円以下の方がいる場合（親族範囲は6親等内の血族および3親等内の姻族） 16歳以上19歳未満の方 （平成15年1月2日生から平成18年1月1日生） 23歳以上70歳未満の方 （昭和27年1月2日生から平成11年1月1日生）	33	38
特定扶養控除	扶養控除に該当する親族の年齢が19歳以上23歳未満の場合（平成11年1月2日生から平成15年1月1日生）	45	63
老人扶養控除	扶養控除に該当する親族の年齢が70歳以上の場合（昭和27年1月1日以前生）	38	48
同居老親等扶養控除	老人扶養控除に該当する親族のうち、納税者またはその配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で納税者またはその配偶者のいずれかとの同居をしている場合、老人扶養控除額に7万円が加算されます。	45	58
勤労学生控除	納税者本人が児童、生徒、学生または訓練生であり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の自己の勤労によらない所得金額が10万円以下である場合	26	27

障害者控除	納税者や、配偶者その他の親族（扶養親族や同一生計配偶者に限る）に障害のある場合 ^{※2}	26	27
特別障害者控除	障害者控除に該当する場合のうち、障害の程度が身体障害者手帳1級または2級の方や愛の手帳1度または2度の場合。また精神障害者保健福祉手帳1級の場合など ^{※2}	30	40
同居特別障害者控除	納税者の配偶者その他の親族（扶養親族や同一生計配偶者に限る）が特別障害者で、かつ、納税者またはその配偶者、納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居をしている場合は、特別障害者控除額に23万円が加算されます。	53	75
ひとり親控除 ^{※4}	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子 ^{※3} がいる単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合	30	35
寡婦控除 ^{※4}	ひとり親控除に該当せず、つぎのいずれかに該当する場合 ●夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ●夫と死別した後婚姻していない方、または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方（この場合は、扶養親族がいることは要件になっていません。）	26	27

- ※1 青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除きます。
- ※2 障害者手帳がなくても、同程度の障害がある65歳以上の方は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ければ、障害者控除を受けることができます。障害者控除対象者の認定手続きについては、管轄の総合福祉事務所の高齢者支援係へお問い合わせください。
- ※3 生計を一にする子とは、総所得金額等が48万円以下で、他の人の配偶者控除・扶養控除の対象になっていない子のことです。
- ※4 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象となりません。

扶養親族とは

●扶養親族

納税者の配偶者以外の親族でその納税者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が48万円以下の者をいいます。なお、複数の扶養者が、重複して同一人を扶養にとることはできません。

- 1 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）
- 2 児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子
- 3 老人福祉法の規定により区市町村長から養護を委託された老人

●16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）

平成18年1月2日以降に生まれた方は、令和4年度住民税の扶養控除の対象にはなりません。所得割・均等割の非課税判定における扶養親族数に含まれます。（14～15頁参照）

また、障害者控除・特別障害者控除・同居特別障害者控除の加算は適用されます。

国外居住の親族を扶養控除等の対象にするためには

国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族を含む）の適用を受ける場合、「親族関係書類」および「送金関係書類」の添付・提示が必要です（給与等の年末調整、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書により添付・提示している場合は必要ありません）。

●**親族関係書類**・・・つぎの1または2の書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証明するものをいいます。

- 1 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類および国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- 2 国外居住親族の氏名、生年月日および住所が記載された外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類

●**送金関係書類**・・・つぎの1または2の書類

- 1 外国送金依頼書の控え
- 2 クレジットカードの利用明細書等

※上記書類が外国語で作成されている場合は、日本語による翻訳文も必要です。

〔配偶者控除・老人配偶者控除〕

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にしている配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に受けることができます。配偶者の年齢が70歳以上（昭和27年1月1日以前生）の場合、老人配偶者控除となります。控除額は納税者本人の合計所得金額により異なります。

納税者本人の 合計所得金額		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		【参考】 配偶者の収入金額 (給与収入の場合)
		配偶者控除額 (単位：万円)						
配偶者の 合計所得金額・年齢		住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	
48万円以下	70歳未満	33	38	22	26	11	13	103万円以下
	70歳以上	38	48	26	32	13	16	

※配偶者が青色事業専従者として給与の支払を受ける場合、および白色事業専従者に該当する場合は配偶者控除を受けることはできません。

同一生計配偶者

同一生計配偶者とは、納税者本人と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下である人をいいます。同一生計配偶者であっても、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の対象にはなりません。ただし、同一生計配偶者として、所得割・均等割の非課税判定や均等割の軽減判定における人数に含まれます。(14～15頁参照)

また、障害者控除・特別障害者控除・同居特別障害者控除の加算は適用されます。

〔配偶者特別控除〕

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にしている配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に受けることができます。控除金額は配偶者と納税者本人の合計所得金額により異なります。

納税者本人の 合計所得金額 配偶者の 合計所得金額	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		【参考】 配偶者の収入金額 (給与収入の場合)
	配偶者特別控除額 (単位：万円)						
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	
48万円超 95万円以下	33	38	22	26	11	13	103万円超 150万円以下
95万円超 100万円以下		36		24		12	150万円超 155万円以下
100万円超 105万円以下	31		21		11		155万円超 160万円以下
105万円超 110万円以下	26		18		9		160万円超 166万7,999円以下
110万円超 115万円以下	21		14		7		166万7,999円超 175万1,999円以下
115万円超 120万円以下	16		11		6		175万1,999円超 183万1,999円以下
120万円超 125万円以下	11		8		4		183万1,999円超 190万3,999円以下
125万円超 130万円以下	6		4		2		190万3,999円超 197万1,999円以下
130万円超 133万円以下	3		2		1		197万1,999円超 201万5,999円以下
133万円超	0		0		0		201万5,999円超

※配偶者が青色事業専従者として給与の支払を受ける場合、および白色事業専従者に該当する場合は配偶者特別控除を受けることはできません。

※配偶者特別控除は、夫婦の間で互いに受けることはできません。

(2) 社会保険料控除

健康保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの社会保険料を支払った額が控除されます（納税者が、生計を一にする配偶者その他親族の負担分を支払った場合を含みます）。

国民年金保険料・国民年金基金掛金については、控除証明書の添付または提示が必要です。

(3) 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金とは、小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金（個人型・企業型）、心身障害者扶養共済掛金をいいます。小規模企業共済等掛金の支払った額が控除されます。

小規模企業共済等掛金については、証明書の添付または提示が必要です。

(4) 生命保険料控除

ア 控除のしくみ

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った額に応じて控除されます（保険金等の受取人のすべてを納税者本人または配偶者やその他親族とする保険契約が対象です。その保険料を負担した方が申告により控除を受けることができます）。

イ 控除の区分

基本契約・特約の各補償内容に応じて、各種の生命保険料控除に分類されます。

区 分	内 容
一般生命保険料	生存または死亡に起因して保険金が支払われるものに係る保険料 (例) 養老保険、学資保険、終身保険
介護医療保険料	入院等に伴う給付部分に係る保険料 (例) 医療保険、特定介護医療保険、所得補償保険
個人年金保険料	個人年金保険契約にかかる保険料 (例) 定期年金保険
生命保険料控除対象外	身体の傷害のみに起因して保険金等が支払われるものに係る保険料 (例) 災害特約、無配当傷害入院特約

※実際の控除区分は、契約の内容や保険会社により異なります。保険会社発行の証明書の内容を十分に確認してください。

※生命保険料については、保険会社発行の証明書の添付または提示が必要です。

ウ 控除額の計算方法

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。つぎの(ア)～(イ)を参照してください。

(ア) 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく控除額

保険料支払額	控除額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

新一般生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ左記の表に当てはめて計算した金額です。

※各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

(イ) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく控除額

保険料支払額	控除額
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

旧一般生命保険料、旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ左記の表に当てはめて計算した金額です。

※各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

(ウ) 新契約と旧契約両方に加入している場合の控除額

新（旧）一般生命保険料または新（旧）個人年金保険料は、保険料の種別ごとに、つぎのいずれか有利な方を選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ適用	(ア) に基づき算定した控除額（限度額28,000円）
旧契約のみ適用	(イ) に基づき算定した控除額（限度額35,000円）
新契約と旧契約両方を適用	(ア) に基づき算定した新契約の控除額と（イ）に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（限度額28,000円）

※各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

(5) 地震保険料控除

地震保険の契約をしている方は、その保険料に応じて控除を受けることができます。また、平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約（契約期間が10年以上で満期払戻金などがあるもの）に支払った保険料も適用を受けられます。なお、控除対象となる保険料は、本人や生計を一にする配偶者その他親族が所有し、常に居住している家屋や生活のための資産に対して支払った保険料です。

	保険料支払額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払額×1/2
	50,001円以上	25,000円
(旧) 長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円

※保険会社発行の証明書の添付または提示が必要です。

※両区分がある場合の控除額はそれぞれの計算による額の合計額となり、控除限度額は25,000円です。

(6) 医療費控除

入院・出産・治療等で医療費を支払った場合に受けられる控除です（納税者が、生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った場合を含みます）。

[明細書と領収書]

平成30年度の申告から、「医療費控除の明細書」※の添付が必要となりました。令和3年度の申告からは、明細書の提出が必須です。申告時に医療費の領収書の添付または提示しても控除を受けることはできません。

なお、申告後に領収書の提示または提出を求める場合がありますので、領収書はお手元で5年間保管してください。

※「医療費控除の明細書」は、練馬区ホームページからダウンロードできます。

医療費控除額 最高200万円	=	その年中に支払った 医療費の総額	-	保険金等で補てん される金額	-	「10万円」または 「総所得金額等の5%」 のいずれか少ない金額
-------------------	---	---------------------	---	-------------------	---	--

※保険金等で補てんされる金額とは、つぎのものなどをいいます。

- ・ 損害保険や生命保険からおける傷害費用保険金・医療保険金・入院給付金等
- ・ 健康保険から戻る高額療養費や出産したときにもらえる出産育児一時金等
- ・ 介護保険から給付される高額介護サービス費

〔医療費控除の主な対象〕

	対象となるもの	対象とならないもの
治療・リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師に支払った治療費 ● 医師に支払ったリハビリ費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人間ドックの費用^{※1} ● 生活習慣病の定期検診費^{※1}
歯の治療	<ul style="list-style-type: none"> ● 虫歯の治療費、入れ歯・インプラントなどの費用 ● 歯槽膿漏の治療費 ● 治療行為としての歯列矯正費 	<ul style="list-style-type: none"> ● 著しく高い入れ歯などの費用 ● 美容のための歯列矯正費
マッサージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療のためのマッサージ、ハリ、灸、指圧など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 美容や疲れを癒すための整体、マッサージなど
出産費	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中、医師に支払った定期検診料、検査などの費用 ● 助産師に支払った分娩介助料、保健指導料 ● 不妊治療の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● カルチャーセンターでの無痛分娩講座の受講料
医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気になった時に病院に行かないで薬局で買った風邪薬、鎮痛剤、胃腸薬などの医薬品 ● 医師の処方箋に従って薬局で購入した漢方薬 	<ul style="list-style-type: none"> ● 疲労回復、健康増進のために薬局で買ったビタミン剤、風邪予防のために買ったうがい薬 ● 健康増進のために服用した漢方薬
通院費・入院費	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院に通院するための電車賃・バス代 ● 心臓病、足の骨折などで電車などの利用が難しい場合のタクシー代 ● 入院の際の部屋代・食事代（自己都合により個室を使用した場合の差額ベッド代は、対象外です） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家用車で通院した場合のガソリン代・駐車場代 ● 風邪程度の軽い症状の場合のタクシー代 ● 出産のために実家に里帰りした場合の交通費 ● 入院中のテレビの賃借料、電話代、出前や外食による食事代
その他 【◎は医師等の証明が必要です】	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 斜視などの治療のための眼鏡代 ● 視力回復レーザー手術（レーシック手術）の費用 ● 補聴器^{※2} ● 治療上必要な血圧計 ◎ 6か月以上寝たきりの人のおむつ代^{※3} ◎ 区市町村または認定民間事業者による在宅療養の介護費用 ● 介護福祉施設の施設利用料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種の費用^{※4} ● 近視や遠視の眼鏡代 ● 自分の判断だけで購入した血圧計 ● リウマチなどの持病のために湯治に行った費用 ● 領収書記載の文書代・診断書等の項目に記載されている料金

※1 検診等により重大な疾病が発見され引き続き治療した場合には対象となります。

※2 補聴器の取得による医療費控除を受けるためには、（一社）耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医による「補聴器適合に関する診察情報提供書」に基づき、補聴器を購入する必要があります。

※3 おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている方については、練馬区が交付する「主治医の内容確認書」等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

※4 B型肝炎患者の介護にあたる同居の親族が行う、B型肝炎ワクチン接種費用についてのみ、一定の条件のもと医療費控除の対象になります。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

平成30年度の申告から検診、予防接種等を受けている方が自己または生計を一にする配偶者やその他の親族のために購入したスイッチOTC医薬品の購入費用について、その年の所得から控除する特例が設けられました。

なお、**医療費控除と併用することはできません。**

● スイッチOTC医薬品とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品のことです。

※セルフメディケーション税制の対象とされるスイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。なお、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

●この特例は、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの各年に購入した対象医薬品に適用されます。

※税制改正により、適用期限が令和4年1月1日から令和8年12月31日まで延長されました。

●その年の購入費用が12,000円を超える場合に対象となり、上限額は10万円（所得控除額は88,000円）となります。

●健康の保持増進および疾病の予防として、つぎの1～5のいずれかの取り組みを行っている必要があります。

- 1 インフルエンザの予防接種、定期予防接種
- 2 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- 3 勤務先の定期健康診断
- 4 保険者や区市町村が実施する健康診査（人間ドック、各種健診など）
- 5 区市町村のがん検診

※健康の保持増進・疾病の予防の取り組みにかかる経費は、控除対象外となります。

●申告する際に必要な書類は以下のとおりです。

- ・セルフメディケーション税制の明細書
- ・上記1～5の取り組みを行ったことを明らかにする書類

※領収書の添付・提示は不要ですが、申告後に提示または提出を求める場合がありますので、お手元で5年間保管してください。

※「セルフメディケーション税制の明細書」は、練馬区ホームページからダウンロードできます。

9 税額控除の種類

税額控除は、計算された税額（所得割額）から差し引くことができるもので、つぎのものがあります。

(1) 調整控除

所得税と住民税の人的控除額の差（24～25頁参照）に基づく負担額を調整するため、住民税所得割からつぎの額を減額（税額控除）します。

合計課税所得金額*	調整控除額
200万円以下の場合	①人的控除額の差の合計額 } ①、②のいずれか少ない額の5% ②住民税の合計課税所得金額 } (特別区民税3%、都民税2%)
200万円を超える場合	{人的控除額の差の合計額-(住民税の合計課税所得金額-200万円)} の5% (特別区民税3%、都民税2%) ●この金額が2,500円未満の場合は、2,500円(特別区民税1,500円、都民税1,000円)

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額をいいます。

※合計所得金額2,500万円超の場合は、調整控除の適用はありません。

(2) 配当控除

配当控除は、配当所得を総合課税で申告した場合に適用される税額控除です。株式の配当等の所得があるときは、所得税において法人税との二重課税を排除する趣旨で創設された配当控除と同様に、住民税所得割においてもつぎの額を減額（税額控除）します。

		課税総所得金額等 ^{※1} が1,000万円以下の部分に含まれる配当所得：A		課税総所得金額等 ^{※1} が1,000万円超の部分に含まれる配当所得：B（課税総所得金額-1,000万円）	
		特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託の収益の分配		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定証券投資信託	一般外貨建等証券投資信託以外 ^{※2}	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※1 配当控除の算定基準となる課税総所得金額等には、課税退職所得金額、課税山林所得金額は含みません。

※2 特定外貨建等証券投資信託については、配当控除の適用はありません。

- 配当控除額は、上表A、Bにそれぞれの控除率を乗じて算出した額の合計額となります。
- 国外配当所得については、配当控除は適用されません。

(3) 住宅借入金等特別税額控除 (以下「住宅ローン控除」)

住民税における住宅ローン控除とは、所得税で住宅ローン控除の適用がある場合で、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の住民税所得割から控除する制度です。なお、納税義務者の合計所得金額が3,000万円以下の場合が対象です。

No	入居年月	住民税の税額控除適用期間	住民税からの控除額
1	平成21年1月 } 平成26年3月	平成22年度 } 令和6年度 (最長10年間)	<ul style="list-style-type: none"> ● つぎの①または②のいずれか少ない額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額×5% (上限97,500円)
2	平成26年4月 } 令和3年12月 (以下No. 3、4を除く)	平成27年度 } 令和13年度 (最長10年間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅に係る消費税率が8%または10%の場合 (特定取得)、つぎの①または②のいずれか少ない額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額×7% (上限136,500円)
			<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅に係る消費税率が8%でも10%でもない場合、つぎの①または②のいずれか少ない額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額×5% (上限97,500円)
3	令和元年10月 } 令和2年12月 ^{*1}	令和2年度 } 令和15年度 (最長13年間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅に係る消費税率が10%の場合 (特別特定取得)、つぎの①または②のいずれか少ない額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額×7% (上限136,500円)
4	令和3年1月 } 令和4年12月	令和4年度 } 令和17年度 (最長13年間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅に係る消費税率が10% (特別特定取得) に該当し、以下の期間に住宅の取得等に係る契約締結 (特別特例取得) を行った場合^{*2}、つぎの①または②のいずれか少ない額 【契約期間】 注文住宅…令和2年10月1日～令和3年9月30日 分譲住宅等…令和2年12月1日～令和3年11月30日 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額×7% (上限136,500円)

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、入居が令和2年12月31日を過ぎた場合でも、令和3年12月31日までに入居し、かつ下記の期日までに住宅の取得等に係る契約締結を行った場合は、住宅ローン控除期間の特例 (最長13年間) の適用対象となります (特例取得)。

【契約期日】 注文住宅…令和2年9月30日まで・分譲住宅等…令和2年11月30日まで

※2 合計所得金額が1,000万円以下の場合、面積要件が緩和され、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象になります (特例特別特例取得)。

※ 申告について、1年目は、入居した年分の確定申告を税務署に行います。2年目以降は、確定申告または勤務先で年末調整を行います。住宅ローン控除について、詳しくは税務署へお問い合わせください。(56頁参照)

(4) 寄附金税額控除

次表の①～④に該当する寄附をした場合に受けられる控除です。

控除の対象となる寄附金の合計額は2,000円を超える部分で、総所得金額等の30%を上限とし、寄附先により控除額が異なります。寄附した年の翌年1月1日に練馬区民である方は、次表のとおり住民税所得割から控除が受けられます。

なお、翌年1月1日時点で区外に転出している場合は、転出先の基準が適用されるため、寄附金税額控除が受けられない寄附先があります。ご注意ください。

寄附先	控除額
①都道府県・区市町村 (ふるさと納税)	■「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合 ㊦基本控除+㊧特例控除+㊨申告特例控除 ㊦ (寄附金額-2,000円) × 10% 〔特別区民税分 6% 都民税分 4%〕 ㊧ (寄附金額-2,000円) × [下表] の割合 B ㊨ (寄附金額-2,000円) × [下表] の割合 B × [下表] の割合 C (注) ㊧は、調整控除後の住民税所得割額の20%を上限とします。
	■「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用されない場合 ㊦基本控除+㊧特例控除
②東京都共同募金会 ③日本赤十字社東京都支部	(寄附金額-2,000円) × 10% 〔特別区民税分 6% 都民税分 4%〕
④練馬区・東京都両方が 条例で指定する寄附先*	(寄附金額-2,000円) × 10% 〔特別区民税分 6% 都民税分 4%〕
練馬区が指定する寄附先*	(寄附金額-2,000円) × 6%
東京都が指定する寄附先*	(寄附金額-2,000円) × 4%

* 練馬区・東京都が指定する寄附先は練馬区ホームページ上の「寄附金税額控除」をご確認ください。

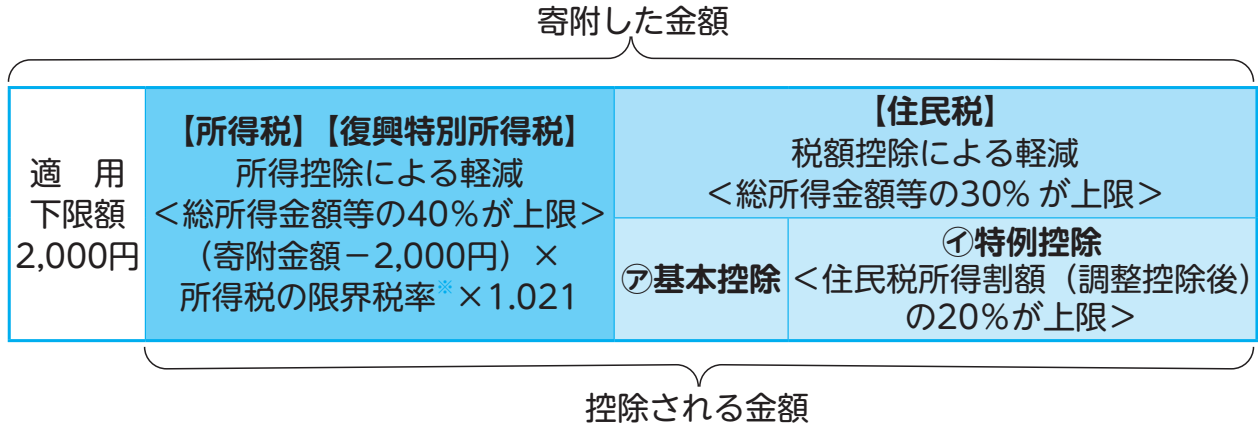
[下表] (ふるさと納税の控除額を計算するための表)

課税総所得金額 ^{※1} — 人的控除差合計額 ^{※2}	割合 B	割合 C
～ 195万円以下	84.895 %	84.895 分の 5.105
195万円超 ～ 330万円以下	79.79 %	79.79 分の 10.21
330万円超 ～ 695万円以下	69.58 %	69.58 分の 20.42
695万円超 ～ 900万円以下	66.517 %	66.517 分の 23.483
900万円超 ～ 1,800万円以下	56.307 %	56.307 分の 33.693
1,800万円超 ～ 4,000万円以下	49.16 %	
4,000万円超 ～	44.055 %	

※1 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得（株式や不動産などに関するものを除く）、一時所得、雑所得の各金額の合計額から、所得控除の合計額を控除した残額をいいます。

※2 住民税と所得税の人的控除（基礎控除や扶養控除等）の差額の合計額をいいます。（24～25頁参照）

【ふるさと納税をした場合の寄附金税額控除のイメージ】



※所得税の限界税率とは、課税総所得金額に応じて適用される所得税の最高税率です。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

平成27年4月1日以後に給与所得者や年金所得者がふるさと納税をした場合で、寄附先の都道府県または区市町村（以下、「地方公共団体」）が5か所以内、かつ、確定申告または住民税申告をする必要がない場合は、寄附先の地方公共団体が寄附した方に代わって、税額控除の申請を寄附した方の居住する地方公共団体に行う特例制度です。この場合、所得税分および住民税分の税額控除額は、全額住民税所得割から控除します。

なお、利用するためには寄附先への申請が必要です。詳細については、寄附先の地方公共団体へお問い合わせください。

練馬区ホームページ上の「特別区民税・都民税（住民税）税額シミュレーション」で、寄附金税額控除の上限額を試算できます。

※試算した上限額は確定額ではありません。参考としてご利用ください。

ふるさと納税指定制度について

令和元年6月1日以後は、総務大臣が指定した都道府県・区市町村への寄附に限り、特例控除が適用されます（総務大臣の指定を受けていない都道府県・区市町村への寄附には特例控除が適用されません）。詳しくは、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

(5) その他の税額控除

その他にも、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などがあり、それぞれ特別な算定方法で算出します。

練馬区税務課では、住民税における税額控除についてご案内しています。住民税以外の税額控除の詳細については、税務署へお問い合わせください。（56頁参照）

5

特別区民税・都民税（住民税）の納付

住民税の納め方には、普通徴収、給与特別徴収、年金特別徴収の3通りがあります。

1 納期

(1) 普通徴収

普通徴収は、年4回の納期で納付書や口座振替等により納めていただきます。
なお、均等割額以下の場合は、第1期に年1回で納付していただきます。

期別	納期限
第1期	6月末日
第2期	8月末日
第3期	10月末日
第4期	翌年1月末日

- 納期限が土・日・祝休日の場合は、そのつぎの平日が納期限となります。
- 納期限後のお支払いについては、延滞金がかかる場合がありますので、収納課納付案内センターまでお問い合わせください。(42頁参照)

- 全期分を前納する場合は、納付書4枚を一度にお使いください(第1期～第4期分を一枚の納付書で納めることを希望される場合には、収納課個人収納係までご連絡ください。56頁参照)。

(2) 給与特別徴収

給与特別徴収は、毎月の給与から住民税を差し引いて、勤務先が年12回の納期で納めます。

月別	納期限
6月から翌年5月	徴収月の翌月10日

- 納期限が土・日・祝休日の場合は、そのつぎの平日が納期限となります。
- 年の途中で退職すると納付方法が変更される場合があります。
勤務先の給与担当者にお問い合わせください。

(3) 年金特別徴収

年金特別徴収は、公的年金から年6回の支給月に住民税を差し引いて、公的年金の支払者が住民税を納めます。

徴収月（仮徴収）			徴収月（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

- 年金特別徴収が適用になる初年度は、その年の10月から徴収を開始いたします。
翌年度も引き続いて特別徴収する場合は、翌年の4月からの徴収となります(17～19頁参照)。

2 納付方法

(1) 窓口での納付

- ①銀行、信用金庫、農協等（特別区指定金融機関・特別区公金収納取扱店）
 - ②ゆうちょ銀行・郵便局
 - ③コンビニエンスストア（**バーコード印刷のある納付書**に限ります。ご利用可能な店舗は、納付書の裏面でご確認ください。）
 - ④区役所本庁舎4階収納課窓口、各区民事務所（早宮・光が丘・石神井・大泉・関）（いずれも平日の午前8時30分から午後5時まで）
- ①～③は、必ず、納付書をご持参ください。

(2) 便利な口座振替による納付 ※令和4年度から一部変更になります

普通徴収の住民税を納める方法として、口座振替（自動払込）があります。納期限に指定口座から自動的に引き落とされるので便利です。

申込方法・期限（2通りあります）

- ①区内の銀行・信用金庫等の金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局を含む）の窓口にある申込用紙（住民税・国民健康保険料・介護保険料共通）に記入し、金融機関で直接お申込みください。

申込期限は、各振替日（＝納期限）の**1か月前**となります。

- ②収納課・税務課および区民事務所の窓口にある申込ハガキで収納課個人収納係まで郵送でお申込みください。また、申込用紙は、練馬区ホームページからもダウンロードできます（56頁参照）。

申込期限は、各振替日（＝納期限）の**前月の10日**となります。

- ①②のいずれも金融機関名、支店名、口座（通帳）番号と金融機関の届出印鑑が必要になります。
- ネット銀行等一部ご利用いただけない金融機関があります。

振替方法が選べます

- ①各期別で納める：年4回で納める方法です。振替日は各期の納期限です。（36頁「(1)普通徴収」参照）

- ②全期分を前納する：1年分をまとめて納める方法です。振替日は第1期の納期限（6月末日）です。

- 最新の情報は、ホームページ等でご確認ください。

(3) スマートフォンによる納付

納付書のバーコードをスマートフォンにダウンロードしたアプリで読み取り、インターネットバンキングやクレジットカード・電子マネーを利用してお支払いいただく方法です。各種アプリの利用規約の内容を確認のうえ、ご利用ください。

- バーコード印刷のある納付書に限ります。1回に利用できる上限金額は30万円です（30万円を超える場合は、事前にお問い合わせください）。
- ご利用の際には、通信料がかかります。

【モバイルレジアプリでの納付】

モバイルレジのアプリから、インターネットバンキングやクレジットカードが利用できます。アプリをダウンロードしてお支払いください（クレジットカード利用の場合、納付者に手数料をご負担いただきます）。

利用方法

（インターネットバンキング利用の場合）

- ①ご利用になる金融機関に、インターネットバンキングの利用申込みを行います。
 - ご利用の詳細については金融機関へお問い合わせください。
 - スマートフォンの機種により利用できない場合があります。
モバイルレジホームページでご確認ください。
- ②アプリをダウンロードします。
- ③アプリを起動し、納付書のバーコードを読み取って納付します。詳しくはモバイルレジホームページ (<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/>) をご覧ください。

モバイルレジ
ホームページ



（クレジットカード利用の場合）

利用方法は、上記インターネットバンキング利用の場合の②③と同じです。

- ご利用が可能なクレジットカードは、VISA・MasterCard・JCB・American Express（アメリックス）・Diners Club（ダイナース）です。
- ご利用が可能なスマートフォンは上記インターネットバンキング利用の場合と同じです。
- モバイルレジアプリ以外のクレジットカードによる納付はできません。
- クレジットカード会社の利用規約の内容を確認のうえ、ご利用ください。
- 手数料一覧表（納付者に手数料をご負担いただきます。）

納付金額	手数料（10%税込）
1円 ～ 5,000円	27円
5,001円 ～ 10,000円	82円
10,001円 ～ 20,000円	165円
20,001円 ～ 30,000円	275円
30,001円 ～ 40,000円	385円
40,001円 ～ 50,000円	495円
以降10,000円増える毎に	110円加算

〔電子マネーでの納付〕 ※令和4年度から一部変更になります

対象アプリ PayPay・LINE

電子マネーを利用する場合には、対象のアプリをダウンロードしてお支払いください。

利用方法

PayPay 請求書払い または LINE Pay 請求書支払い でお支払いください。

※上記以外の方法での電子マネーの利用はできません。

- ①対象アプリをダウンロードします。
- ②対象アプリを起動し、納付書のバーコードを読み取って納付します。詳しくは対象アプリのホームページをご覧ください。

PayPay 請求書払い (<https://paypay.ne.jp/bill-payment/>)

LINE Pay 請求書支払い (<https://pay-blog.line.me/archives/74562305.html>)

PayPay 請求書払い
ホームページ



LINE Pay 請求書支払い
ホームページ



- 対象アプリの利用規約の内容を確認のうえ、ご利用ください。
- ポイントの付与やチャージの方法等については対象アプリのホームページでご確認ください。
- 最新の情報は、ホームページ等でご確認ください。

(4) ペイジーによる納付

ペイジー (Pay-easy) は、パソコンやスマートフォン、ペイジー対応の ATM (現金自動預払機) からお支払いいただく方法です。インターネットバンキングや ATM を利用して納付できます。お手元に納付書をご用意ください (インターネットバンキングをご利用の際には、通信料がかかります)。

ペイジーマーク

利用方法

(インターネットバンキング利用の場合)

- ①ご利用になる金融機関に、インターネットバンキングの利用申込みを行います。
 - ご利用の詳細については金融機関へお問い合わせください。
- ②ブラウザから金融機関のホームページへアクセスし、インターネットバンキング用のページにログインして、「税金・料金払込」などのメニューからお支払いください。
 - 納付書にある「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」などの情報を入力する必要があります。
 - 「税金・料金払込」などのメニュー名称は、金融機関によって異なります。



(ATM 利用の場合)

ペイジー対応の ATM でお支払いください。ご利用の詳細については金融機関へお問い合わせください。

- ① ATM 画面の「税金・料金払込」などのメニューから行います。
- ② 納付書にある「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」などの情報を入力します（ゆうちょ銀行の場合は納付書を払込書挿入口に入れます）。

区役所・区民事務所での納付を除き、納税証明書の発行には日数を要します。納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、事前にお問い合わせください(47頁参照)。

3 納付が遅れたときは

(1) 延滞金（地方税法第41条、第326条）

納期限内に納付された方との公平性を保つため、住民税を納期限までに完納されな
いときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じた延滞金が加算されます。延
滞金は、未納の税額に対し、「延滞金特例基準割合*+7.3%」の割合で計算します（令
和4年は年8.7%です）。

ただし、納期限の翌日から1か月間は「延滞金特例基準割合+1%」の割合で計算し
ます（令和4年は年2.4%です）。

※「延滞金特例基準割合」とは、国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年9月
～前年8月における平均に1%を加算した割合です。

《計算例》

令和4年度第1期分（6月30日納期限）の住民税50,600円を11月19日に支払っ
た場合

$$\{50,000 (1,000円未満切捨て) \times 0.024 \times 31日 (7月1日 \sim 7月31日) \\ + 50,000 \times 0.087 \times 111日 (8月1日 \sim 11月19日)\} \div 365 \\ = 1,424.794 \dots$$

⇒100円未満切り捨てで、延滞金は1,400円になります。

(注) 税額が2,000円未満の場合と、計算された延滞金が1,000円未満の場合には延滞
金はかかりません。

★納期限から1月1日をまたいで納付した場合は、12月31日までと、1月1日以降とをそれぞれに応じた割合で計算します（割合は以下の表を参照）。

●延滞金の割合

	納期限の翌日から1か月	納期限後1か月以降
平成26年1月1日～ 平成26年12月31日	2.90%	9.20%
平成27年1月1日～ 平成28年12月31日	2.80%	9.10%
平成29年1月1日～ 平成29年12月31日	2.70%	9.00%
平成30年1月1日～ 令和2年12月31日	2.60%	8.90%
令和3年1月1日～ 令和3年12月31日	2.50%	8.80%
令和4年1月1日～ 令和4年12月31日	2.40%	8.70%

★徴収の猶予を受けられた方の延滞金は上記とは異なります。詳しくは収納課までお問い合わせください。

●納期限が過ぎてしまった納付書について

30万円以下のバーコード付き納付書（一部の納付書は除く）は、納期限後20日間はコンビニエンスストア、スマートフォンやペイジーで納付できます。

また、区役所・区民事務所（早宮・光が丘・石神井・大泉・関）および金融機関（銀行・郵便局等）の窓口では、納期限後も納付できることになっています。

ただし、延滞金が発生している場合は、後日、差額の延滞金の納付書を送付することがあります。

(2) 督促状（地方税法第329条）

納期限までに住民税を完納していただけなかった方へ、督促状を発送します。

●ご注意ください

納付確認ができるまで最大で2週間かかります。

納期限後にお支払いされたときは、行き違いで督促状が発送されることがありますので、ご容赦ください。

(3) 滞納処分（地方税法第331条）

督促状でも納付をしていただかず、連絡、相談もない方には、預貯金、給与、不動産等を差し押さえる等の滞納処分を行います。

住民税の収納強化に努めています

- ◆納付案内センター◆ センターでは、住民税や軽自動車税種別割を納め忘れた方に電話による自主納付の呼びかけや納付の確認を行っています。
- ◆滞納者への訪問◆ 滞納者の自宅に訪問員が訪問します。身分証明書を携帯しておりますので、訪問の際は確認をお願いします。
 - 電話および訪問による納付案内は、業務委託しています。土・日・祝休日を含めて午前9時から午後8時の間に行います。
- ◆自動音声・SMS◆ 住民税や軽自動車税種別割を納め忘れた方に、自動音声電話およびSMS（ショートメッセージ）により、お知らせを発信しています。

4 納付の相談

病気や災害、退職や事業などの理由により一時的に納付することが困難なときは、納付を一定期間猶予する制度がありますのでご相談ください。

ただし、その間も延滞金は加算されます。納付も相談もなくそのままにしておきますと、延滞金が増えてしまうばかりではなく滞納処分（差押）を受けてしまうことがありますので、お早めにご連絡ください。

連絡先：納付案内センター ☎03-5984-4547（直通）

■多重の借金を抱え、税の納付が困難な場合

現在の債務状況を含め、一度収納課までご相談ください。債務整理について相談を受ける関係機関等をご案内します。

- ◆多重債務の相談先◆ いずれも、開所時間は平日午前9時～午後5時

名称	住所	電話番号
法テラス東京	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13階	050-3383-5300
法テラス上野	台東区上野2-7-13 JTB 損保ジャパン上野共同ビル6階	050-3383-5320
法テラス多摩	立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5階	050-3383-5327
法テラス八王子	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4階	050-3383-5310

5 減免制度

つぎの①～③のいずれかに該当する方で、納税が困難であると認められる場合に、申請により税の軽減免除を行う制度です。

- ① 生活保護法の規定による扶助を受けている方
- ② 失業等で生活が著しく困難となり、当分の間この状況の回復の見込みがないと認められる方（生活保護基準を下回る程度まで生活に困窮されている方）
 - ※納税者本人および納税者と生計を一にする方が現在無収入あるいは収入が極度に減少し、かつ、所持金・預貯金等の資産もなく、この状況の回復が当面の間見込めない方で、納税の猶予等を行ってもなお納税が困難であると認められる場合に限り適用されます。
- ③ 災害等により自己が居住する住宅および家財に甚大な被害を受けた方（世帯員のうち納税者が2人以上いる場合は、そのうち1名が減免対象）
 - ※前年の合計所得金額、損害の程度や金額、保険金等の有無や金額などの状況により、減免の適用可否や減免割合が変わります。

※ご事情によっては適用されない場合があります。また、納期限前かつ納付前に申請の手続きを行う必要があります。原則として、納期限後の申請の場合、減免対象となりません。減免要件や必要書類など、詳しくは税務課までお問い合わせください。なお、納付相談については、収納課までお問い合わせください。(56頁参照)

雑損控除について

災害や盗難などによって、納税者や総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が、住宅や家財に損害を受けた場合に受けられる控除です。雑損控除額は、つぎのうちいずれか多い方の金額になります。

- ① (損害額 - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等の10%
- ② 災害関連支出の金額 - 5万円

※災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取り壊しまたは除去するために支出した金額などです。

詳細については税務署へお問い合わせください。(56頁参照)

6

特別区民税・都民税（住民税）の証明書

1

証明書の交付手続き

(1) 窓口での交付

交付場所	取扱時間 (12月29日～1月3日除く)	①証明書の種類 ②交付対象年度 ③手数料
税務課	平日 午前8時30分～午後5時	
区民事務所	平日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前9時～午後5時 (土曜日は練馬区民事務所のみ取扱います)	①証明書の種類 ◆課税(非課税)証明書 ◆納税証明書
郵便局(指定11か所)	平日 午前9時～午後4時*	
休日・夜間窓口 練馬区役所西庁舎1階 (要予約)	◆平日夜間に受け取る場合 <予約受付> 交付希望日の午前8時30分～午後5時 <受け取り> 平日 午後5時～翌午前8時30分 ◆土・日・祝休日に受け取る場合 <予約受付> 直前の開庁日の午前8時30分～午後5時 <受け取り> 土・日・祝休日 終日(24時間) ◆予約先・受け取れる方 税務課税証明担当 ☎ 03-5984-4536 ・来庁される方が、電話で予約してください ・「本人」または「練馬区に同一世帯として 住民登録している親族」に限ります	②交付対象年度 申請日の5年前の年 度～最新年度分 (課税年度の前年中 の所得金額が記載さ れます) ③手数料 1通 300円

※以下の場合は、郵便局では申請ができません。

- ・練馬区外へ転出された方による申請
- ・委任状や第三者による申請
- ・手数料が免除になる場合(45頁参照)

● 交付申請に必要な本人確認資料

顔写真入りの 官公署発行の証明書	運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等(いずれか1点の提示)
顔写真なしの 官公署発行の証明書	健康保険証、介護保険証、年金手帳等(いずれか2点の提示)

いずれの証明書も、有効期限の切れたものや、失効したものは使用できません。

● 手数料が免除になる場合

生活保護受給中、または中国残留邦人等支援法に基づき支援給付受給中の方は、手数料が免除になるので受給証明書をお持ちください。

税務課・区民事務所の窓口と郵送申請のみ対応しています。

● 委任状について

本人以外が証明書の交付を申請する場合は、代理人に手続きを任せる意思を示す委任状が必要です。代理人は、自分自身の本人確認資料と本人からの委任状を必ずお持ちください。

ただし、「練馬区に住民登録のある住民票上同一世帯の親族」の方が申請をする場合は、委任状を省略することができます。

委任状による交付は、税務課と区民事務所の窓口のみ可能です。

《委任状の書き方》

便せん等に以下の①～⑩を記入して原本をお持ちください。

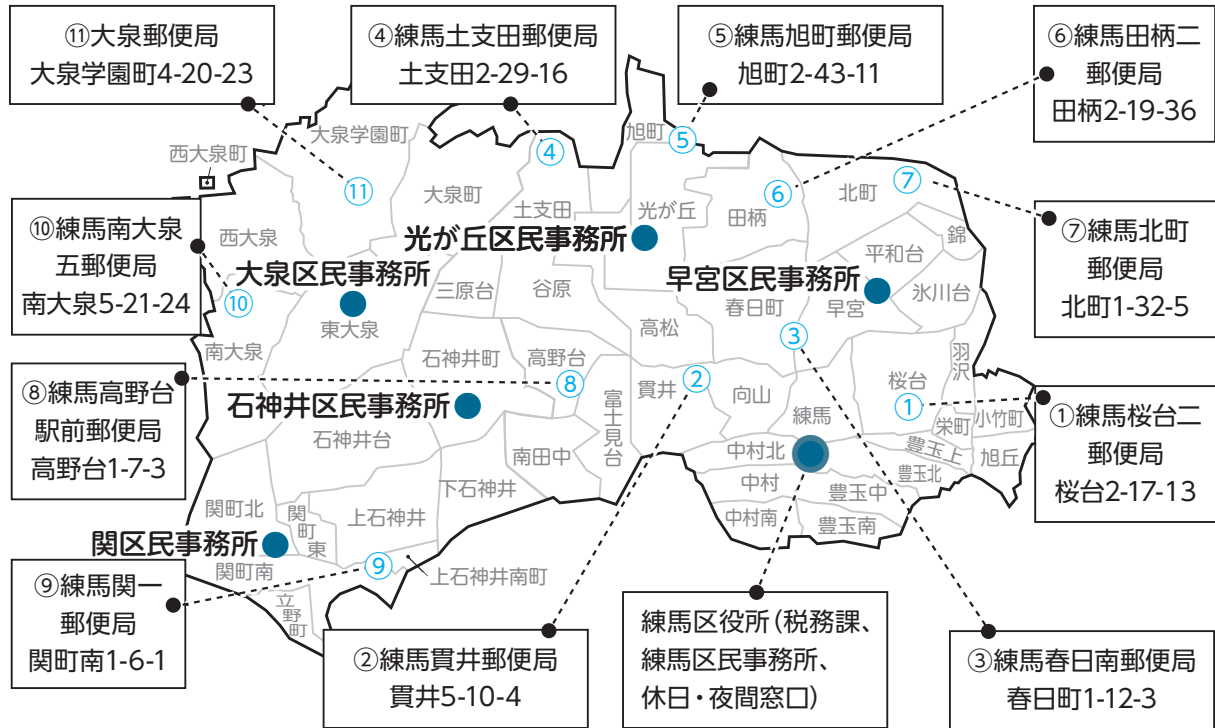
委任状の様式は、練馬区ホームページからダウンロードすることもできます。

委任状に不備がある場合は、証明書を交付できません。

委任状

- ① 代理人（窓口に来られる方）の住所
- ② 代理人氏名
- ③ 代理人生年月日
- ④ 私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。
記
- ⑤ 令和○年度 課税（非課税）・納税証明書（令和○年中の所得）○通
（課税年度の前年中の所得金額が記載されます）
- ⑥ 委任者現住所
- ⑦ 委任者の証明する年度の課税基準日（1月1日）の住所
（例：令和4年度の証明書が必要な場合は → 令和4年1月1日の住所）
- ⑧ 委任者氏名（本人自署）
- ⑨ 委任者生年月日
- ⑩ 委任者連絡先電話番号

練馬区役所・各区民事務所と証明書発行を行う郵便局一覧



(2) 発行機での交付

交付場所	取扱時間 (12月29日～1月3日と点検日を除く)	①証明書の種類 ②交付対象年度 ③手数料
コンビニエンスストア等のマルチコピー機	午前6時30分～午後11時	①証明書の種類 ◆課税(非課税)証明書 ◆納税証明書
区民事務所の証明書発行機	平日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前9時～午後5時 (土曜日は練馬区民事務所のみ取扱います)	②交付対象年度 申請日の5年前の年度～最新年度分 (課税年度の前年中の所得金額が記載されます) ③手数料 1通 200円

- 発行機で交付するには、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。
- ご本人の証明書のみ発行可能です。
- 転出した場合は、発行機での証明書の交付はできません。

2 交付を受けることができる方

- 証明対象年度の基準日（1月1日）にお住まいの区市町村が住民税の証明書を交付します。非課税の場合、納税証明書は交付できません。

例：令和4年度の証明書…令和4年1月1日に練馬区にお住まいの方に交付

- つぎの手続き等をしていることが必要です。
 - 1 税務署または練馬区に税の申告をしている
 - 2 前年中に給与を受け、勤務先が練馬区に給与支払報告書を提出している
 - 3 前年中に公的年金等を受給した
 - 4 前記1～3の方に税法上扶養されている*

※上記4に該当する方は、本人が税の申告をしていない場合、所得金額の記載のない住民税の非課税証明書が交付されます。年金手続きや勤務先での扶養認定等で、所得金額の記載のある住民税の証明書が必要な方は、所得がない場合でも住民税の申告をしてください。

また、1～4に該当しない方は、住民税の証明書が発行できません。証明書が必要な方は、住民税の申告をしてください。（10頁参照）
（即日発行できない場合があります）

- 納税証明書について

住民税を納めてすぐに納税証明書の交付を希望される場合は、平日午前8時30分～午後5時までに、収納課（区役所本庁舎4階）または区民事務所（練馬区民事務所を除く）で納付していただくと、すぐに交付できます。

なお、銀行等で納めていただいた場合は、練馬区で納付の確認ができるまで2週間程度かかります。お急ぎの方は、平日午前8時30分～午後5時までに、税務課（区役所本庁舎4階）または区民事務所（練馬区民事務所を除く）へ領収書をお持ちいただくと、すぐに交付できます。

3 令和4年度の証明書の交付開始予定時期

対象者	交付開始予定時期
税額の全部を勤務先の給与から差し引かれる方 (給与特別徴収の方)	5月中旬から
非課税の方	
税額の全部を公的年金から差し引かれる方 (年金特別徴収の方)	6月中旬から
税額の全部または一部を個人で納める方（普通徴収の方）	

- 令和4年度の証明書は、令和3年1月～12月分の所得金額を記載します。

4 「郵送」で申請できます

ご本人からの申請に限り、郵送で証明書の交付を受けられます。申請の際は、1週間程度の余裕をもって申請してください。

なお、証明書をお送りできるのは、ご本人の住民登録地のみです。

●申請に必要なもの（4点）

- ・ 特別区民税・都民税（住民税）証明書交付申請書
- ・ 返信用封筒（ご本人の住民登録地の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの）
- ・ 住民登録地が記載された本人確認ができるものの写し（45頁参照）
 - ※健康保険証・後期高齢者医療受給者証の写しを同封する場合は、記号・番号（または被保険者番号）を見えないように消してください。
- ・ 手数料は、1通につき300円（郵便局で定額小為替[※]を購入してください）
 - ※定額小為替には何も記入せず、半券は切り離さず同封してください。生活保護受給中または中国残留邦人等支援法に基づき支援給付受給中の方は、手数料が免除になるので、受給証明書の写しを同封してください。

●交付申請書の書き方

便せん等に以下の①～⑦を記入してください。

申請書の様式は、練馬区ホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 使用目的
- ② 練馬区の住所【課税基準日（1月1日）の住所】
（例：令和4年度の証明書が必要な場合→令和4年1月1日の住所）
- ③ 氏名・フリガナ・生年月日
- ④ 必要な証明書の年度（課税年度の前年中の所得金額が記載されます）
（例：令和4年度の証明書→令和3年1月～12月の所得）
- ⑤ 必要な証明書の種類（課税・非課税・納税証明書のいずれか）
- ⑥ 必要枚数
- ⑦ 現住所・昼間連絡のとれる電話番号

- 送付先 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
練馬区役所 税務課 税証明担当

7

軽自動車税種別割

1 対象車両および納税義務者

- ・ 対象車両 原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車等
- ・ 納税義務者 4月1日現在、軽自動車等を所有している個人および法人に課税されます。毎年5月に納付書をお送りします。
- ・ 納期限 5月末日（月割課税制度はありません）
- ・ 納付方法 「2納付方法」（37～40頁参照）をご覧ください。（口座振替は除く）

2 車両の登録・廃車手続き

軽自動車税種別割の対象車両のうち、練馬区で登録・廃車手続きができるのは、原動機付自転車（125cc以下のバイクとミニカー）・小型特殊自動車のみです。練馬区の標識は、それぞれ番号順に交付しています。

税務課軽自動車税担当および石神井区民事務所で手続きができます。

(1) 登録

手続き内容	申告に必要なもの					
	販売 証明書	廃車申告 受付書 ^{※1}	譲渡 証明書 ^{※2}	標識	標識交付 証明書 ^{※1}	本人確認 書類
新規登録	○					○
譲渡	廃車済	○	○			○
	未廃車		○	○	○	○
転入	廃車済	○				○
	未廃車			○	○	○

※1 廃車申告受付書・標識交付証明書は、標識を交付した自治体で交付します。

※2 譲渡証明書は、譲渡人の住所・氏名・対象車両の車台番号を明記してください。

(2) 廃車

手続き方法	申告に必要なもの				
	標識 ^{※1}	標識交付 証明書	本人確認書類	廃車申告書 ^{※2}	返信用封筒 (要切手)
窓口	○	○	○	○	
郵送	○	○		○	○

※1 標識（ナンバープレート）を紛失した場合は、標識1枚につき弁償金（200円）が必要です。郵送の場合は、郵便局で定額小為替を購入し、何も記入せず、半券は切り離さず同封してください。（送付先は51頁参照）

※2 廃車申告書は、窓口にあります。練馬区ホームページからもダウンロードできます。

(3) 代理人申請の場合

代理人が登録および廃車等の手続きを行う場合、本人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。詳しくは、税務課軽自動車税担当までお問い合わせください。
(56頁参照)

3 軽自動車税種別割の納税証明書

(1) 窓口での交付

交付場所	取扱時間 (12月29日～1月3日除く)	証明書の種類 および手数料
税務課 区民事務所 (練馬区民事務所除く)	平日 午前8時30分～午後5時	◆車検（継続検査）用 手数料無料 (過去に未納がないことを証明) ◆一般用 手数料 1通 300円 (申請された年度の納付済みの税額を証明)
休日・夜間窓口 練馬区役所西庁舎1階 (要予約)	◆平日夜間に受け取る場合 <予約受付> 交付希望日の午前8時30分～午後5時 <受け取り> 平日 午後5時～翌午前8時30分 ◆土・日・祝休日に受け取る場合 <予約受付> 直前の開庁日の午前8時30分～午後5時 <受け取り> 土・日・祝休日 終日（24時間） ◆予約先・受け取れる方 税務課軽自動車税担当 ☎ 03-5984-4536 ・来庁される方が、電話で予約してください ・「本人」または「練馬区に同一世帯として住民登録している親族」に限ります	

●申請に必要な本人確認資料

納税義務者 本人の申請	本人の運転免許証等の本人確認資料（45頁参照）
代理人申請	・代理人の運転免許証等の本人確認資料（45頁参照） ・納税義務者からの委任状（納税義務者が自署した原本） ・自動車検査証（写しでも可） <委任状、自動車検査証のいずれか1点あれば受付可能>

(2) 郵送で交付を受ける場合

郵送で証明書の交付を受けられます。申請の際は、1週間程度の余裕をもって申請してください。

●申請に必要なもの（4点）

- ・ 軽自動車税種別割納税証明書 交付申請書
- ・ 返信用封筒（送付先の住所と氏名を記入し、切手を貼ったもの）
- ・ 住民登録地が記載された本人確認ができるものの写し（運転免許証等）（45頁参照）
ただし、代理人が申請する場合のみ、車検証の写しも必要です。
- ・ 手数料1通につき300円（郵便局で定額小為替^{*}を購入してください）
^{*}定額小為替には何も記入せず、半券は切り離さず同封してください。
ただし、車検用（継続検査）は無料です。

●軽自動車税種別割納税証明書 交付申請書の書き方

便せん等に以下の①～⑨を記入してください。

申請書の様式は、練馬区ホームページからもダウンロードできます。

- ① 標識番号
- ② 氏名・フリガナ
- ③ 現住所
- ④ 電話番号
- ⑤ 定置場（車検証上の“使用の本拠の位置”）
- ⑥ 使用目的（「車検用」またはその他の使用目的）
- ⑦ 必要な年度（車検用以外の場合のみ）
- ⑧ 必要な枚数
- ⑨ 申請者の氏名・住所・電話番号（代理人が申請する場合のみ）

●送付先 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区役所 税務課 軽自動車税担当



安全運転としっかり装備で自分の命を守りましょう



◎運転は あごひもしめて 気もしめて

二輪車乗車中事故死亡者のうち、4割近くはヘルメットが脱落しています。
ヘルメットのあごひもは命綱！きつく、きちんとしめましょう。

◎安心を つけて走ろう プロテクター

二輪車乗車中事故死亡者のうち約4割は胸・腹部が致命傷となっています。
無防備な胸・腹部をプロテクターでしっかり守りましょう。

担当：交通安全課安全対策係 ☎03-5984-1309

4

税額

(1) 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税額（年税額）

車 両 区 分		税額（年額）
原動機付自転車	総排気量が50cc以下または 定格出力が0.6kw以下のもの	2,000円
	総排気量が50cc超え90cc以下または 定格出力が0.6kw超え0.8kw以下のもの	2,000円
	総排気量が90cc超え125cc以下または 定格出力が0.8kw超え1kw以下のもの	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	総排気量が125cc超え250cc以下のもの （側車付含む）	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
雪上車	総排気量660cc以下のもの	3,600円
被けん引車	ボートトレーラー等	3,600円

(2) 三輪以上の軽自動車の税額（年税額）

初めて車両番号の指定を受けた時期や排出ガス性能等により、適用される税額が異なります。

「初めて車両番号の指定を受けた」とは

今まで車両番号の指定を受けたことのない軽自動車について、初めて使用する時に受ける車両番号指定です。

なお、初めて車両番号の指定を受けた時期は、自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」で確認できます。

番号○○○○○○○		自動車検査証			令和○年○月○日	軽自動車検査協会	
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
練馬●●あ●●●●●	令和 年 月 日	令和 年 月 日				幅	高さ
車台番号	乗車定員	初めて車両番号の指定を受けた時期					
車名	型式					原動機の型式	

①グリーン化特例（軽課）適用外の税額（年税額）

初度検査年月 車両区分			平成21年3月以前 ^{※1}	平成21年4月から 平成27年3月まで	平成27年4月以降
			四輪以上	乗用	自家用
営業用	8,200円	5,500円			6,900円
貨物	自家用	6,000円		4,000円	5,000円
	営業用	4,500円		3,000円	3,800円
三輪		4,600円	3,100円	3,900円	

※1 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した車両は、環境保全の観点から税額を重くする制度（重課）が適用されます。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車および被けん引車の各車両は対象外です。

②グリーン化特例（軽課）適用の税額（年税額）

令和3年4月から令和4年3月までに初めて車両番号の指定を受けた車両で、排出ガス性能および燃費性能の優れた車両^{※2}は、環境保全の観点から税額を軽くする制度（軽課）が令和4年度に限り適用されます。

なお、練馬区が自動車検査証（車検証）の情報に基づき軽自動車税種別割を軽減しますので、軽減のための手続きは不要です。

車両区分			電気軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車など 平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車	
			天然ガス軽自動車 平成30年排出ガス 規制適合車 または 平成21年排出ガス基準 10%以上低減達成車	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準を90% 達成した車両	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準を70% 達成した車両
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	—	—
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	—	—
		営業用	1,000円	—	—
三輪	乗用	営業用	1,000円	2,000円	3,000円
		その他	1,000円	—	—

※2 各車両の排出ガスおよび燃費性能基準の達成状況は、自動車検査証（検査証）の備考欄に記載されています。

8 特別区たばこ税



たばこは練馬区内で買きましょう

特別区たばこ税とは、区内の小売店に売り渡されたたばこに対してかかる税金です。卸売業者が1か月ごとに税額を計算し、区に申告して納めます。

令和2年度の練馬区のたばこ税による収入は、約35億32万円（約5億9,590万本）でした。練馬区に納められたたばこ税は、練馬区の財源として練馬区政に役立てられます。

●税率

	1,000本当たり	20本（1箱）当たり
令和元年10月～令和2年9月	5,692円	113.84円
令和2年10月～令和3年9月	6,122円	122.44円
令和3年10月～	6,552円	131.04円

9 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光の振興に要する費用にあてるための目的税です。

鉱泉浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、毎月練馬区に申告して納めます。

令和2年度の練馬区の入湯税による収入は、約2,112万円で、主に観光振興に役立てられています。

●税率

1人1日につき150円です。

ただし、12歳未満の子供や共同浴場、一般の公衆浴場、および施設の利用額が1,200円以下の場合には課税されません。

10 審査請求

特別区税の賦課決定(税額の決定)や滞納処分(差押)について不服のある方は、区長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する決定に不服のある方は、処分の取消しの訴えを提起することができます。(取消訴訟)

●審査請求は、「審査請求書」を作成して、審査請求の期間(期限)内に提出して下さい。

1 主な処分に対する審査請求の期間(期限)

(地方税法第19条、第19条の4、行政不服審査法第18条)

	審査請求の期間(期限)
賦課決定	納税通知書または税額通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押にかかる通知を受け取った日(通知がないときは、差押があったことを知った日)の翌日から起算して3か月以内
不動産等の差押	差押があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日等のいずれか早い日

2 取消訴訟

(地方税法第19条の12、行政事件訴訟法第8条、第14条)

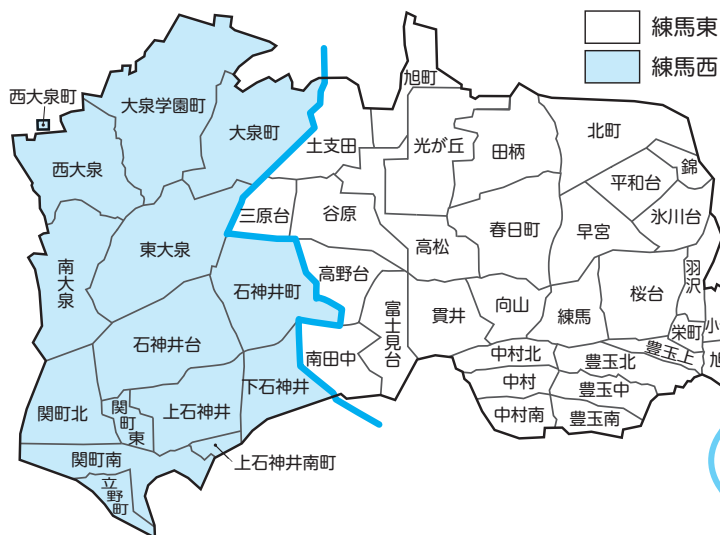
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に練馬区を被告として提起することができます。

原則として、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、つぎの1から3のいずれかに該当する場合には、裁決を経ずに提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

練馬区役所 課・係名		担当業務	電話番号 (直通)
税務課	区税第一～第四係	住民税の申告、税額・課税内容、給与特別徴収、減免に関すること	03-5984-4537
	区税電算係	エルタックスに関すること	03-5984-2703
	区税事務係	たばこ税・入湯税に関すること	03-5984-1694
	税証明・軽自動車税担当	税証明・軽自動車税種別割に関すること	03-5984-4536
収納課	納付案内センター	個人からの納付相談に関すること	03-5984-4547
	個人収納係	普通徴収の納付方法に関すること	03-5984-4542
	事業所収納係	事業所からの特別徴収の納付に関すること	03-5984-4548
練馬区管轄の都税事務所等		住所	電話番号 (代表)
練馬都税事務所 (固定資産税等)		豊玉北6-13-10	03-3993-2261
豊島都税事務所 (個人事業税等)		豊島区西池袋1-17-1	03-3981-1211
新宿都税事務所 (事業所税)		新宿区西新宿7-5-8	03-3369-7151
都税総合事務センター(自動車税)		豊玉北6-13-10 練馬都税事務所 4階	東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066
年金に関するお問い合わせ		住所	電話番号
練馬年金事務所		石神井町4-27-37	03-3904-5491
ねんきんダイヤル			(ナビダイヤル) 0570-05-1165 050で始まる電話からは 03-6700-1165
練馬区管轄の税務署		住所	電話番号 (代表)
練馬東税務署		栄町23-7	03-6371-2332
練馬西税務署		東大泉7-31-35	03-3867-9711

各税務署の管轄区域



ホームページアドレス

区税 練馬区役所

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/zei/index.html>

都税 東京都主税局

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

国税 国税庁

<https://www.nta.go.jp/>

マイナンバーカードで
確定申告が簡単・便利に!





白梅 (田柄梅林公園)



丘のあずまや (立野公園)



スエコザサ (牧野記念庭園)

練馬の鏡 (平成つつじ公園)



四季の香 (四季の香ローズガーデン)

編集・発行 / 練馬区税務課・収納課

東京都練馬区豊玉北 6-12-1

☎03-3993-1111(代)

令和4年(2022年)3月発行

